

# 第127回

## 定時株主総会 招集ご通知

日時 | 2026年6月23日(火)  
午前10時(受付開始 午前9時)

会場 | 大阪市西区立売堀三丁目1番1号  
大阪トヨペットビル9階会議室

### インターネット等または書面による議決権行使のお願い

株主総会における議決権は、株主の皆様が、当社の経営にご参加いただける重要な権利です。議決権を行使いただけない場合、皆様の議決権は議案に対する賛否いずれにも算入されず、株主総会の決議には反映されません。

本株主総会では、インターネット等または書面(郵送)により議決権を行使できますので、株主の皆様におかれましては、議決権を事前行使くださいますようお願い申し上げます。

行使期限：2026年6月22日(月)午後5時30分

本年は株主総会ご出席者へのお土産を取りやめさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

## 株主の皆様へ

株主の皆様には、

平素より格別のご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第127回定時株主総会を次のとおり開催いたしますので、

ご出席くださいますようお願い申し上げます。



代表取締役社長 名村 建介

経営理念 「存在感」

私達は、

お客様にとって

働く人にとって

地域にとって

日本にとって

世界にとって

必要とされる

企業であり続けたい

私は、

お客様にとって

職場にとって

家族にとって

地域にとって

なくてはならない

存在になりたい

「存在感」が

当社の経営理念です



# 招集ご通知

証券コード 7014  
2026年6月1日

株主各位

大阪市西区立売堀二丁目1番9号  
株式会社 **名村造船所**  
代表取締役社長 名村 建介

## 第127回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第127回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の以下のウェブサイトにて「第127回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

以下のウェブサイトへアクセスして「株主・投資家情報」「株主総会」の順に選択してご覧ください。

当社ウェブサイト (<https://www.namura.co.jp/>)



また、上記のほか、インターネット上の以下のウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)



東京証券取引所ウェブサイトへアクセスして、当社名または証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席願えない場合は、インターネット等または書面により議決権を行使することができませんので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討くださいます。2026年6月22日(月) 営業時間終了時(午後5時30分)までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

法令および当社定款第15条第2項に基づき電子提供措置事項から一部を除いた書面をご送付しております。ご送付している書面の項番は電子提供措置事項と同一となっておりますのでご了承ください。

記

1 日 時	2026年6月23日（火曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2 場 所	大阪市西区立売堀三丁目1番1号 大阪トヨペットビル9階会議室
3 目 的 事 項	<p>報告事項 （1）第127期（2025年4月1日から2026年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および 監査役会の連結計算書類監査結果報告の件</p> <p>（2）第127期（2025年4月1日から2026年3月31日まで） 計算書類報告の件</p> <p>決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役4名選任の件 第3号議案 監査役1名選任の件 第4号議案 補欠監査役1名選任の件 第5号議案 当社株式等の大規模買付等に関する対応方針 （買収への対応方針）更新の件</p>

#### 4 招集にあたっての 決定事項

- 議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い
  - ・ 郵送とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効とさせていただきます。
  - ・ インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、監査役および会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
  - ・ 事業報告 「3新株予約権等に関する事項」  
「5会計監査人に関する事項」  
「6業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項」  
「7業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」  
「8株式会社の支配に関する基本方針」
  - ・ 連結計算書類 「連結株主資本等変動計算書」  
「連結注記表」
  - ・ 計算書類 「株主資本等変動計算書」  
「個別注記表」

以上

#### <お 願 い>

- ・ 当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ・ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

## 議決権行使の方法についてのご案内

議決権行使の方法は、以下の方法がございます。

### インターネット等による行使の場合



当社の指定する議決権行使サイト  
(<https://evote.tr.mufg.jp/>)  
にアクセスいただき、議案に対  
する賛否をご入力ください。

#### 行使期限

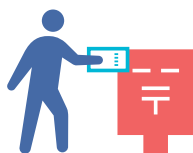
2026年6月22日（月曜日）  
午後5時30分まで

詳細は、次ページ「インターネット等による議決権行使のご案内」をご覧ください。



事前にインターネット等により議決権行使のうえご応募いただいたすべての株主の皆様へ、議案への賛否に関わらず、電子ギフト（500円相当）を贈呈いたします。議決権行使後に表示される画面のご案内に同意いただくと、ギフト応募サイトへ遷移しますので、必要事項を記入しご応募ください。

### 書面による行使の場合



同封の議決権行使書用紙に議案  
に対する賛否をご表示のうえ、  
ご返送ください。

#### 行使期限

2026年6月22日（月曜日）  
午後5時30分までに到着

### 株主総会にご出席の場合



同封の議決権行使書用紙を会場  
受付にご提示ください。

#### 開催日時

2026年6月23日（火曜日）  
午前10時（受付開始：午前9時）

#### ■ 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効とさせていただきます。
- (2) インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

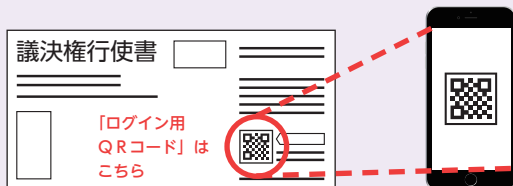
## インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等により議決権をご行使される場合は、**2026年6月22日（月曜日）午後5時30分まで**に、パソコン、スマートフォン等から当社の指定する議決権行使サイトにアクセスいただき、画面の案内に従ってご行使いただきますようお願いいたします。

### QRコードを読み取る方法

スマートフォン等でQRコードを読み取っていただくことで、ログインID・パスワードの入力が不要になります。

- 1 同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログイン用QRコード」を読み取ってください。



議決権行使書副票（右側）

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

### ⚠ インターネット等による議決権行使の場合の注意点

- (1) インターネット等による議決権行使は、毎日午前2時30分から午前4時30分までは取り扱いを休止します。
- (2) パソコン、スマートフォン等によるインターネット等のご利用環境やご加入のサービス、ご使用の機種によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合があります。詳細につきましては、下記ヘルプデスクにお問い合わせください。
- (3) パソコン、スマートフォン等による、議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット等接続料・通信料等は、株主様のご負担となります。

### ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト ▶ <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 パソコン、スマートフォン等から、上記の議決権行使サイトにアクセスしてください。
- 2 同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご入力ください。

入力後、「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

システム等に関する  
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

☎ 0120-173-027（通話料無料） 受付時間9:00～21:00

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

## 株主総会参考書類

### 議案および参考事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社の配当につきましては、安定的かつ継続的な配当による株主還元と経営基盤の強化や新たな事業展開等による企業価値拡大への挑戦等とのバランスを計りながら、当期および今後の業績見通しや業界動向と財務状況や今後の事業戦略を総合的に勘案して、決定することとしております。

当期の期末配当につきましては、当期収益状況等に鑑み、次のとおりといたしたく、よろしくご承認をお願いするものであります。

#### 期末配当に関する事項

1 配当財産の種類	金銭
2 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額	当社普通株式1株につき金30円……総額2,083,972,170円 なお、中間配当金（当社普通株式1株につき金20円）を加えた年間配当金は、当社普通株式1株につき金50円となります。
3 剰余金の配当が効力を生じる日	2026年6月24日

## 第2号議案

## 取締役4名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役 間瀨重文、坂田貴史、古川芳孝および安酸庸祐の4名は任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

1 ま ぶち しげ ぶみ  
間瀨重文

1959年9月21日生

所有する当社株式数： 29,628株

再任

男性

### ■ 略歴、地位および担当

- 1982年4月 丸紅株式会社入社
- 2006年4月 同社船舶部長
- 2011年4月 同社台湾会社社長
- 2015年4月 当社入社、執行役員待遇船舶海洋事業部  
営業本部副本部長
- 2016年4月 当社執行役員船舶海洋事業部営業本部副本部長
- 2018年4月 当社執行役員船舶海洋事業部営業本部長
- 2018年6月 当社取締役兼執行役員船舶海洋事業部  
営業本部長兼東京事務所長
- 2019年4月 当社取締役兼常務執行役員船舶海洋事業部  
副事業部長兼営業本部長
- 2020年4月 当社取締役兼専務執行役員船舶海洋事業部  
副事業部長兼営業本部長
- 2022年4月 当社取締役兼専務執行役員グループ新造船事業  
統轄補佐(営業管掌)
- 2022年6月 当社代表取締役専務社長補佐(全般)兼グループ  
新造船営業管掌
- 2023年4月 当社代表取締役専務社長補佐(全般)兼グループ  
新造船営業管掌兼鉄構事業部担当(現)

### ■ 重要な兼職の状況

- 佐世保重工業株式会社 取締役

### ■ 取締役候補者とした理由

同氏は、船舶営業での豊富な経験と会社経営に関する識見を有し、当社の代表取締役専務に相応しい経験と能力を有しております。これらの経験、能力、実績を生かし今後も当社のさらなる発展を牽引することができることから取締役候補者となりました。

2 <sup>さか たか し</sup> 坂田 貴史 1970年6月10日生

再任  
男性

所有する当社株式数： 11,771株

■ 略歴、地位および担当

- 1993年4月 当社入社
- 2015年4月 当社船舶海洋事業部設計本部艦装設計部長
- 2018年4月 当社船舶海洋事業部設計本部長
- 2019年4月 当社執行役員船舶海洋事業部設計本部長
- 2021年4月 当社執行役員船舶海洋事業部副事業部長兼設計本部長
- 2022年4月 当社常務執行役員船舶海洋事業部長
- 2022年6月 当社取締役兼常務執行役員船舶海洋事業部長
- 2023年6月 当社取締役兼常務執行役員船舶海洋事業部長兼生産業務本部担当
- 2025年4月 当社取締役兼専務執行役員船舶海洋事業部長兼生産業務本部担当(現)

■ 重要な兼職の状況

- 函館どつく株式会社 取締役

■ 取締役候補者とした理由

同氏は、当社船舶海洋事業部長としての豊富な経験と会社経営に関する識見を有し、当社の取締役に相応しい経験と能力を有しております。これらの経験、能力、実績を生かし今後も当社のさらなる発展を牽引することができることから取締役候補者となりました。

3 <sup>やす かた よう すけ</sup> 安酸 庸祐 1957年12月26日生

再任  
男性 社外

所有する当社株式数： 0株

■ 略歴、地位および担当

- 1993年4月 弁護士登録(第一東京弁護士会) 和田隆二郎法律事務所入所
- 2004年4月 ときわパートナーズ法律事務所設立(現)
- 2016年9月 株式会社テクノメディカ取締役(監査等委員)
- 2020年10月 日章興産株式会社社外取締役
- 2024年6月 当社社外取締役(現)
- 2024年9月 日章興産株式会社社外監査役(現)
- 2024年10月 株式会社LIMNO社外取締役(現)

■ 重要な兼職の状況

- 弁護士(ときわパートナーズ法律事務所)
- 日章興産株式会社 社外監査役
- 株式会社LIMNO 社外取締役

■ 社外取締役候補者とした理由および選任された場合に果たすことが期待される役割の概要

同氏は、弁護士としての豊富な経験と識見を有しており、独立した立場から当社の経営に有用な意見・助言をいただける経験と能力を有しております。また、指名・報酬委員会の委員として重要な提言をいただいております。これらの点を踏まえ、取締役会の透明性の向上および監督機能の強化への貢献が期待できることから、社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は、直接会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。また、同氏の当社社外取締役就任期間は、当定時株主総会終結の時をもって2年となります。

#### ■ 略歴、地位および担当

- 2007年10月 岡山県立大学情報工学部准教授
- 2009年4月 愛媛大学大学院理工学研究科准教授
- 2016年10月 愛媛大学大学院理工学研究科教授
- 2017年9月 九州大学大学院工学研究院准教授
- 2019年7月 九州大学大学院工学研究院教授(現)

#### ■ 重要な兼職の状況

- 九州大学大学院工学研究院 教授

#### ■ 社外取締役候補者とした理由および選任された場合に果たすことが期待される役割の概要

同氏は、九州大学大学院の教授として培われた船舶に関する豊富な経験と識見を有しており、独立した立場から当社の経営に有用な意見・助言をいただける経験と能力を有しております。また、指名・報酬委員会の委員として重要な提言をいただく予定としております。これらの点を踏まえ、取締役会の透明性の向上および監督機能の強化への貢献が期待できることから、社外取締役候補者としていたしました。なお、同氏は、直接会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 安酸庸祐氏および柳原大輔氏は社外取締役候補者であります。なお、安酸庸祐氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。また、柳原大輔氏の選任が承認された場合は、同氏についても独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
3. 当社は、安酸庸祐氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任について、法が定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。なお、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。また、柳原大輔氏の選任が承認された場合は、同氏との間で同様の契約を締結予定であります。
4. 当社は、柳原大輔氏が教授を務める九州大学に対し、研究支援目的の寄付を行っております。当社は、当社グループから過去3事業年度の平均が年間1,000万円またはその者の直近事業年度における総収入額の2%のいずれか高い方の額を超える寄付を受けている団体に所属する者ではないことを独立性判断基準の1つとしておりますが、同大学への寄付はこの基準に抵触していません。
5. 当社は取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役が損害賠償請求がなされたことにより被る法律上の損害賠償金および争訟費用による損害等が填補されます。なお、各候補者が取締役役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約について同内容での更新を予定しております。

(ご参考1) 取締役スキルマトリックス (本総会において各候補者が選任された場合)

	氏名		経営全般	コンプライアンス・リスク管理	財務・会計	営業・マーケティング	技術 (生産・IT) 開発	人材開発・育成	グローバル	ESG
社内取締役	名村 建彦	男性	●	●	●	●		●	●	●
	名村 建介	男性	●	●	●	●			●	●
	間瀬 重文	男性	●	●	●	●			●	●
	坂田 貴史	男性	●			●	●		●	●
	向 周	男性	●	●	●		●	●		●
社外取締役	安酸 庸祐	男性	●	●				●		●
	河端 瑞貴	女性	●				●	●	●	●
	柳原 大輔	男性	●				●	●	●	●

※表中の●は、各取締役の有するすべての知見や専門性を表すものではありません。

本株主総会終結後の社外取締役比率、女性取締役比率

社外取締役比率 <b>37.5%</b> (3名/8名)	女性取締役比率 <b>12.5%</b> (1名/8名)
------------------------------------	------------------------------------

## (ご参考2) 政策保有株式に関する事項

### 1. 保有対象および保有方針

当社が純投資目的以外の目的で保有する株式は、当該株式を保有することで当社グループにとって取引先との中長期的な関係維持、取引拡大等が可能となることにより当社グループの企業価値を高め、株主・投資家をはじめとするステークホルダーの利益に繋がると考えられるものであることを方針としており、取引先および業務提携先ならびに共同研究開発のパートナーなどの重要なステークホルダーの株式を取得・保有する場合があります。

なお、保有の意義・合理性が乏しいと判断される株式については、適宜「保有目的が純投資目的である投資株式」の区分に移動させ、売却を検討いたします。

### 2. 政策保有株式の保有状況

当事業年度において、保有株式の株価上昇により連結純資産に占める割合が増加しているものの、銘柄数では上場株式を2銘柄売却いたしました。今後も、保有の意義・合理性が乏しいと判断される保有株式については、縮減を進めてまいります。

	2024年3月末	2025年3月末	2026年3月末
銘柄数 (うち上場銘柄)	30 (23)	28 (21)	26 (19)
貸借対照表合計額 (百万円)	23,784	24,846	40,038
連結純資産に占める割合 (%)	29.8	23.6	29.1

## 第3号議案 監査役1名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査役 江口利也は任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

監査役候補者は次のとおりであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

た なか ひで ゆき  
**田中英行**

1965年10月17日生

所有する当社株式数： 6,172株

新任

男性

### ■ 略歴および地位

1988年11月 当社入社  
2010年4月 当社経營業務本部総務部長  
2011年10月 当社経營業務本部企画室長  
2012年10月 当社経營業務本部企画部長  
2017年4月 当社経營業務本部総務部長  
2024年4月 当社内部監査室副室長  
2024年6月 当社内部監査室長  
2026年4月 当社内部監査室(現)

### ■ 重要な兼職の状況

なし

### ■ 監査役候補者とした理由

同氏は、総務部および企画部における業務経験に加えて、内部監査室長として監査業務に携わり監査業務についての豊富な知識と識見を有し、当社の監査役に相応しい能力を有しております。これらの経験、能力、実績を生かし当社の経営の健全性および透明性の向上への貢献が期待できることから監査役候補者いたしました。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、監査役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である監査役が損害賠償請求がなされたことにより被る法律上の損害賠償金および争訟費用による損害等が填補されます。なお、田中英行氏が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約について同内容での更新を予定しております。

## 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

本定時株主総会開始の時をもって、2025年6月24日開催の第126回定時株主総会においてご承認いただいた補欠監査役山本紀夫氏の選任の効力が失効しますので、あらためて、社外監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

やま もと のり お  
**山本 紀夫**

1952年6月29日生

所有する当社株式数： 0株

男性

社外

### ■ 略歴および地位

- 1981年4月 弁護士登録
- 1984年1月 坂口・山本法律事務所設立
- 1995年4月 山本法律事務所設立(2016年9月 山本&パートナーズ法律事務所に名称変更)
- 2006年6月 久留米運送株式会社 社外監査役(現)
- 2020年4月 TMI総合法律事務所福岡オフィスにパートナーとして参画(現)

### ■ 重要な兼職の状況

- 弁護士(TMI総合法律事務所パートナー)
- 久留米運送株式会社 社外監査役

### ■ 補欠の社外監査役候補者とした理由

同氏は、弁護士としての経験・識見が豊富であり、専門的な見地から公正かつ客観的な立場で取締役の業務執行状況を監査する能力を有していることから社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断したためであります。なお、同氏は、直接会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 山本紀夫氏は補欠の社外監査役候補者であります。なお、同氏が監査役に就任された場合は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
3. 山本紀夫氏が監査役に就任された場合には、当社は、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任について、法が定める最低責任限度額を限度とする契約を締結する予定であります。
4. 当社は監査役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である監査役が損害賠償請求がなされたことにより被る法律上の損害賠償金および争訟費用による損害等が填補されます。なお、山本紀夫氏が監査役に就任された場合には、当該保険契約の被保険者となります。
5. 当社は、山本紀夫氏が所属するTMI総合法律事務所に対し、弁護士報酬を支払っております。当社は、当社グループから直近事業年度における年間1,000万円またはその者の直近事業年度における総収入額の2%のいずれか高い方の額を超える財産を受けている団体に所属する者ではないことを独立性判断基準の一つとしておりますが、同事務所への報酬はこの基準に抵触していません。なお、その他の兼職先と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。

当社は、2008年5月22日開催の当社取締役会において、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）を定めるとともに、この基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ（2））として、当社株式等の大量取得行為に関する対応策を導入することを決定し、同年6月26日開催の第109回定時株主総会において株主の皆様にご承認をいただいております。また、その後は直近では2023年6月23日開催の第124回定時株主総会においても、株主の皆様から継続のご承認をいただいております。（以下、継続後の対応策を「現プラン」といいます。）

現プランは、その有効期間が第124回定時株主総会后3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとされているため、当社は、社会・経済情勢の変化等を勘案しつつ、企業価値の向上ひいては株主共同の利益の保護の観点から、更新の是非も含めそのあり方について検討してまいりました。かかる検討の結果、2026年5月14日開催の当社取締役会において、2026年6月23日開催の第127期事業年度に係る当社定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）で株主の皆様のご承認が得られることを条件として、以下のとおり現プランを一部変更した上で、更新すること（以下「本更新」といい、本更新により導入される当社株式等の大規模買付等（後記三2.（2）（a）で定義します。以下同じです。）に関する対応方針を以下「本方針」といいます。）を決定いたしました。そこで、本方針についてご承認をお願いするものであります。なお、本方針に関する上記決定を行った取締役会では、社外取締役3名を含む当社取締役全員の賛成により承認されるとともに、社外監査役2名を含む当社監査役4名全員が出席し、本方針が適正に運用されることを条件に賛同する旨の意見を述べております。

本更新に当たり、名称を当社株式等の大規模買付等に関する対応方針（買収への対応方針）に変更するとともに、近時の買収への対応方針に関する裁判例や実務動向等を踏まえ、主に以下の点を変更しておりますが、基本的なスキームに変更はございません。

- ① 本方針の適用対象となる「大規模買付等」の定義を一部見直しました。
- ② 本方針で定義される大規模買付者を含む「特定株主グループ」の認定の基準となる「これらの者が実質的に支配したまたはこれらの者と共同ないし協調して行動する者」、「大規模買付者等」に該当するかの前提となる「大規模買付等」の基準となる「一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係を構築するあらゆる行為」、及び「非適格者」の一類型である「関連者」の認定の基準となる「実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者またはその者と実質的に協調して行動する者」に当たるか否かを判定する際に用いる基準として、別紙4の「共同協調行為等認定基準」を作成いたしました。

- ③ 本方針の発動に係る手続を一部見直しました。
- ④ 新株予約権の無償割当ての要件を一部見直しました。
- ⑤ その他、一部語句の修正、文言の整理等を行いました。

なお、2026年3月31日現在における当社の大株主の状況は、別紙1「当社の大株主の状況」のとおりです。また、当社取締役会による本更新の決定時点におきましては、当社に対し、当社の賛同を得ない当社株式等の大規模買付等に関する提案はなされておりません。

## 一 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの財務および事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式等の大規模買付等であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式等の大規模買付等の中には、その目的等から見て企業価値や株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式等の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式等の大量取得の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

特に、当社株式等の大規模買付等を行う者が、当社グループの財務および事業の内容を理解するのは勿論のこと、当社の企業価値の源泉を理解した上で、それを中長期的に確保し、向上させられるものでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大規模買付等を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量取得に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

## 二 当社の企業価値の源泉および基本方針の実現に資する特別な取組み

### (1) 当社の企業価値の源泉について

当社は、1911年（明治44年）の創業以来今日まで、「存在感」を企業理念として、船舶の製造を基軸とした事業活動を営んでおります。

その間、顧客のニーズに応えた高品質の船舶を長年にわたり安定的に製造・供給することを基軸とする経営を続けることにより顧客の信頼を獲得し、お客様の様々な個別のニーズにお応えできる幅広い製造能力を保持することにより受注の維持・拡大を図る一方、高品質な製品供給の前提となる資機材を安定的に調達できる体制を整え、製造拠点における生産効率の向上を図ること等により、全社一

丸となって企業価値の向上に努めてまいりました。

当社の企業価値の源泉は、具体的には以下の点にあると考えております。

第一に、わが国の主要海運会社をはじめとする国内外の顧客との長期的視野に立った緊密な相互信頼関係にあります。この相互信頼は、納期遵守や品質管理等への信頼はもとより、双方の中・長期的発展を志向した取引関係を長年にわたって堅持することではじめて得られたものであり、今後も相互信頼関係を維持発展させるという方針の維持とその努力が不可欠であります。このような信頼関係は、後述の製造面の信頼に加えて営業方針を含む当社経営方針そのものに由来するものであると認識しております。

第二に、高品質の製品を安定的に供給するためには、わが国の大手製鉄会社をはじめとする船用資機材供給者との信頼関係に基づく中・長期的かつ安定的な取引関係が重要です。特に、新造船事業においては、船種等により異なりますが、受注から引渡しまで3年から5年超を要することがあり、その間、鋼材をはじめとする資機材を適時に適切な価格で安定的に確保・調達することが当社製品の安定供給、品質の確保および収益性の維持のために極めて重要となります。船用資機材供給者をはじめとした取引先との間の長年の取引により育まれた信頼関係や安定的な取引関係があつてこそ、適切な資機材の安定的な確保・調達が可能となります。

第三に、顧客ニーズを的確に捉えた高品質な製品を開発・受注・製造するための、開発力・技術力および生産管理ノウハウです。特に、当社の船舶の製造は個々の顧客ニーズに対応することが要求される単品受注生産であるため、受注の維持・拡大を図るためには、顧客の個別のニーズを的確に捉え商品として具現化する開発力・設計力、溶接等の従業員（特に熟練工）の特殊技能等に代表される技術力、生産計画どおりに操業を進める生産管理能力が必要不可欠であります。当社がこうした技術力・ノウハウを維持し、さらに発展させていくためには、技術力を有する従業員の確保に加え、長年にわたる経験と的確な状況判断力を有するベテラン従業員から若手従業員への指導と技術・技能の伝承が必要です。

第四に、地域社会との良好な相互関係が重要です。当社は、1974年に佐賀県の伊万里市に進出して以来、周辺の大学からの専門的技術者の採用や地元高校等からの継続的な人材採用により、働き甲斐のある職場を提供しております。また、当社は、地域活動への積極的な参加・協賛を重ねることにより、地域社会の発展に良き企業市民として貢献しております。こうした地域社会との良好な相互関係を維持発展させる姿勢と伝統が、当社の技術力や顧客・取引先との信頼関係を基礎付け、ひいては企業価値を向上させるための重要な一要素となっております。

以上のように、当社は、顧客、船用資機材供給者などの取引先、従業員も含めたステークホルダーを対象として包含する「顧客信頼度」というキーワードを掲げて経営を続けております。

## （2）企業価値向上のための取組み

当社グループは2024年度以降の中期経営計画等を策定しており、その中で、新造船事業を中心とする既存中核事業の深化と、長期的な成長に向け新たな事業展開も含めた進化への戦略を示しています。特に新造船事業においては、今後の新造船市場の成長を見据え、環境対応船の需要増加に対応可能な技術開発や、効率的な生産拡大を可能とするスマートファクトリー化などを展開していきます。また、修繕船事業においても需要の増加に積極的に対応していくほか、鉄構・機械事業などについても基盤強化を図ることで、収益力のさらなる拡大・強化を図ってまいります。

当社は、今後とも株主はもとより顧客・取引先・従業員などの様々なステークホルダーと良好な関係を維持・発展させて経営基盤を強化し、企業価値の向上・株主共同の利益の確保を図ってまいります。

### (3) コーポレート・ガバナンスの強化

当社は法令遵守が企業の基本的かつ最低限の社会的責務であるとの考え方に立っており、適法・適正かつ透明性の高い経営を保つことにより株主、取引先および社会の信頼を得ることが企業の発展と企業価値の向上に繋がるものと確信しております。

このような考えの下、当社では豊かな社会創りに貢献するとともに、コンプライアンスの推進・実行を図るため、グループ全体に適用する「名村造船所グループ行動憲章」を制定し、さらなる企業倫理の確立と社会的責任の遂行に努めております。

また、コンプライアンスとそのリスク管理、財務報告の適正性等の促進に関しては、グループESG委員会および当社・函館どつく株式会社・佐世保重工業株式会社の各社にESG委員会を設置し、内部監査室とともに、内部統制システムの評価およびその維持・改善をおこなっています。また、これらグループESG委員会等においては、気候変動・人権・人材開発等を含めたサステナビリティ課題全般に対する当社の社会的役割を果たすための取り組みを進めています。これら活動により2024年度には「名村造船所グループ人権方針」を定めています。

当社の経営上の意思決定、業務執行および監督に係わる経営管理組織体制等の状況は次の通りであります。

取締役会は、原則として毎月1回、監査役出席の下、重要な業務執行について、適法性、妥当性、効率性、戦略性、社会性および適正性等について十分に審議を尽くした後に決するとともに、取締役の職務執行を監督しております。なお、独立性の高い社外取締役を3名選任し、当社経営の意思決定の妥当性および当社経営に対する監督の有効性を確保しております。さらに、取締役会は実効性についての評価・分析を毎年実施することとし、評価・分析の結果を今後の改善につなげます。

また、執行役員制度を採用して、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離・強化することで迅速な意思決定と事業遂行を実現し、企業価値の最大化を目指しております。

さらに執行役員会を原則として月1回執りおこない、経営に関する重要業務の執行に関する審議を尽くしております。

企業グループの経営状況の監督については、担当の取締役または執行役員が往査するほか、各社の経営状況を3ヶ月に1回執行役員会の場で担当の取締役または執行役員より、また、6ヶ月に1回開催される部長・関係会社報告会の場でグループ各社の代表者より報告せしめ、実態の把握と的確な経営管理および業務執行を監督・指導しております。

監査役の業務監査および会計監査については、常勤監査役が執行役員会、部長会等の重要な会議に出席して必要に応じて意見を述べ、稟議書などの決裁手続についても審議段階から意見を述べることでできることとし、監査機能の強化を図っております。なお、会計監査人から監査結果の報告を受けるほか、定期的・臨時的な情報・意思の交換を行うなど、監査役・会計監査人間で緊密な連携をとっております。また、監査役2名が非常勤の社外監査役であり、社外監査役と当社の間取引関係その他利害関係はありません。

また、当社では、指名・報酬委員会を設置しております。当社の指名・報酬委員会は、取締役の選

任および待遇に関する事項のほか、取締役会として備えるべき機能に関する事項につき、取締役会に対して助言します。指名・報酬委員会の委員の過半数は独立社外取締役となっており、取締役会からの独立性を有しております。この委員会の活動を通じて、企業統治に関する透明性の向上を図ります。

なお、現プランの有効期間中に実施した、コーポレート・ガバナンス強化の主な取組みの内容は、以下の通りです。

#### コーポレート・ガバナンス強化の主な取組み

年度	主な取組みの内容
2025年度	独立社外取締役を2名から3名に増員
	女性の社外取締役を1名選任
	役員報酬の方針を一部改定

### 三 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

#### 1. 本方針の目的

本方針は、当社の企業価値を向上させ、株主共同の利益を確保することを目的として、上記一に記載した基本方針に沿って更新されるものです。

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量取得を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。そして、こうした不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量取得を抑止するためには、当社株式等に対する大量取得が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案したり、あるいは株主の皆様がかかる大量取得に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために買取者との交渉を行うこと等を可能とする枠組みが必要不可欠であると判断しました。

#### 2. 本方針の内容

##### (1) 本方針の概要

##### (a) 目的

本方針は、当社株式等の大量取得が行われる場合に、株主の皆様が適切な判断をするために必要・十分な情報と時間を確保するとともに、大規模買付者等との交渉の機会を確保すること等を通じて、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大規模買付等を抑止し、当社の企業価値を向上させ、株主共同の利益を確保することを目的としています。

##### (b) 手続の設定

本方針は、当社株式等の大規模買付等をしようとする者が現れた際に、買取者に事前の情報提供を求める等、上記(a)の目的を実現するために必要な手続を定めています。また、大規模買付等は、

本方針に係る手続が開始された場合には、当社取締役会または株主総会において本方針の発動をしない旨の決議がなされるまでの間、大規模買付等を実行してはならないものとしています（詳細については下記（２）「本方針の発動に係る手続」をご参照下さい）。

#### （c）新株予約権の無償割当てによる本方針の発動

大規模買付等を行う者が本方針において定められた手続に従うことなく当社株式等の大規模買付等を行う場合、当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがある場合等（その要件の詳細については下記（３）「本新株予約権の無償割当ての要件」をご参照下さい）には、当社は、大規模買付等を行おうとする者を含む非適格者（後記三2.（４）（g）で定義します。以下同じです。）による権利行使は認められないとの行使条件および当社が非適格者以外の者から当社株式と引き換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項等が付された新株予約権（その主な内容は下記（４）「本新株予約権の無償割当ての概要」において述べるものとし、以下これを「本新株予約権」といいます。）を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。

本方針に従って本新株予約権の無償割当てがなされ、その行使または当社による取得に伴って非適格者以外の株主の皆様が当社株式が交付された場合には、非適格者の有する当社の議決権割合は、最大2分の1まで希釈化される可能性があります。

#### （d）本方針の合理性を高める仕組みの設定

本方針に従った本新株予約権の無償割当ての実施、不実施または取得等の判断については、取締役の恣意的判断を排するため、独立性の高い社外取締役等から構成される独立委員会（その詳細については下記（６）「独立委員会の設置」をご参照下さい。）の客観的な判断を経ることとしています。

また、当社取締役会は、これに加えて、本方針に定めるところに従い、必要に応じて、株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様の意思を確認することを予定しています（その詳細については下記（２）「本方針の発動に係る手続」(e)をご参照下さい）。さらに、こうした手続の過程については、株主の皆様への情報開示を通じてその透明性を確保することとしています。

### （２）本方針の発動に係る手続

#### （a）対象となる大規模買付等

本方針は、以下の①、②または③に該当する行為もしくはこれに類似する行為またはこれらの提案<sup>1</sup>（当社取締役会が別途認めたものを除くものとし、以下「大規模買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。大規模買付等を行おうとする者（以下「大規模買付者等」といいます。）には、予め本方針に定められる手続に従っていただくこととします。

1 「提案」とは、第三者に対する勧誘行為を含みます。

- ① 特定株主グループ<sup>2</sup>の議決権割合<sup>3</sup>を20%以上とすることを目的とする当社株式等の買付行為（公開買付けの開始を含みますが、それに限りません。）
- ② 結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となるような当社株式等の買付行為（公開買付けの開始を含みますが、それに限りません。）

2 「特定株主グループ」とは、(i)当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。以下別段の定めがない限り同じです。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下別段の定めがない限り同じです。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下別段の定めがない限り同じです。）、(ii)当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。以下別段の定めがない限り同じです。）、(iii)上記(i)または(ii)の者の関係者（これらの者との間にファイナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関その他これらの者と実質的利害を共通にしている者、公開買付代理人、弁護士、会計士その他のアドバイザーもしくはこれらの者が実質的に支配またはこれらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が合理的に認めた者を併せたグループをいいます。）ならびに(iv)上記(i)ないし本(iv)に該当する者から市場外の相対取引は東京証券取引所の市場内立会外取引（ToSTNeT-1）により当社の株券等を譲り受けた者を意味します。以下別段の定めがない限り同じとします。なお、本方針において引用される法令等に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があった場合には、本方針において引用される法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に読み替えられるものとします。

3 「議決権割合」とは、特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、(i)特定株主グループが当社の株券等の保有者及びその共同保有者である場合の当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も計算上考慮されるものとします。以下別段の定めがない限り同じです。）または(ii)特定株主グループが当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等を行う者及びその特別関係者である場合の当該買付け等を行う者及び当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。以下別段の定めがない限り同じです。）の合計をいいます。かかる議決権割合の計算上、(イ)同法第27条の2第7項に定義される特別関係者、(ロ)当該特定の株主との間でファイナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関ならびに当該特定の株主の公開買付代理人、主幹事証券会社、弁護士、会計士、税理士その他のアドバイザー、ならびに(ハ)上記(イ)ないし本(ハ)に該当する者から市場外の相対取引または東京証券取引所の市場内立会外取引（ToSTNeT-1）により当社株券等を譲り受けた者は、本方針においては当該特定の株主の共同保有者とみなします。また、かかる議決権割合の計算上、共同保有者（本方針において共同保有者とみなされるものを含みます。以下同じです。）は、本方針においては当該特定の株主の特別関係者とみなします。株券等保有割合または株券等所有割合の算出に当たっては、発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）及び総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。以下別段の定めがない限り同じとします。

- ③ 上記①若しくは②に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、当社の特定株主グループが、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下本③において同じとします。）との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主が当該特定株主グループの共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係<sup>4</sup>を構築するあらゆる行為<sup>5</sup>（但し、当社が発行者である株式等につき当該特定株主グループと当該他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となるような場合に限りま。）

#### (b) 大規模買付者等に対する情報提供の要求

大規模買付等を行う大規模買付者等は、当該大規模買付等に先立ち、当社に対して、下記の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）および当該大規模買付者等が大規模買付等に際して本方針に定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「買付説明書」と総称します。）を当社の定める書式により日本語にて当社取締役会へ提出していただきます。なお、大規模買付者等から書面による要請を受けた場合には、買付説明書の書式を当該要請から10営業日以内に送付いたします。

独立委員会は、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、大規模買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、追加的に情報を提供するように求めることがあります。この場合、大規模買付者等においては、当該期限までに、かかる情報を当社取締役会および独立委員会双方に追加的に提供していただきます。

#### 記

- ① 大規模買付者等およびそのグループ（共同保有者、特別関係者および（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、沿革、資本構成、財務内容、役員の名、職歴及び所有する株式又は持分の数・割合、経営成績（法令違反をしたことがある場合や法令遵守に関して監督官庁から指導等を受けたことがある場合はその具体的内容等を含みます。）その他の経理の状況、当該大規模買付者等による大規模買付等と同種の過去の取引の詳細、その結果対象会社の企業価値に与えた影響等を含みます。）
- ② 大規模買付等の目的、方法および内容（大規模買付等の対価の価額・種類、大規模買付等の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付等の方法の適法性、大規模買付等の実行の可能性等を含みます。）
- ③ 大規模買付等の価格の算定の経緯・根拠（算定主体の名称、算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報および大規模買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容（そのうち少数株主に対して分配されるシナジーの内容を含みます。）およびその算定根拠等を含みます。）

4 本文の③に定める関係が構築されたか否かの判定は、共同協同行為等認定基準（別紙4。但し、独立委員会は、法令の改正または裁判例の動向等に照らして、合理的範囲内で当該基準を改定できるものとします。）に基づいて行うものとします。

5 本文の③所定の行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が合理的に判断するものとします。かかる判断に当たっては、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。なお、当社取締役会は、本文の③所定の要件に該当するか否かの判定に必要な範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

- ④ 大規模買付等の資金の裏付け（大規模買付等の資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ⑤ 大規模買付者等と第三者との間の当社の株式等に関する合意（締結日、相手方およびその具体的な内容を含みます。また、現に存在する合意だけでなく、今後締結を予定している合意も含みます。）
- ⑥ 支配権取得又は経営参加を大規模買付等の目的とする場合には、大規模買付等の後における当社や当社グループの経営方針、事業計画、資本政策および配当政策
- ⑦ 純投資又は政策投資を大規模買付等の目的とする場合には、大規模買付等の後の当社株式等の保有方針、売買方針その他の投下資本の回収方針及び議決権の行使方針並びにそれらの理由。長期的な資本提携を目的とする政策投資として大規模買付等を行う場合には、その必要性
- ⑧ 重要提案行為等<sup>6</sup>を行うことを大規模買付等の目的とする場合又は大規模買付等の後に重要提案行為等を行う可能性がある場合には、当該重要提案行為等の目的、内容、必要性及び時期並びにいかなる場合において当該重要提案行為等を行うかに関する情報
- ⑨ 大規模買付等の後、当社の株式等をさらに取得する予定がある場合には、その理由及びその内容
- ⑩ 大規模買付等の後、当社の株式等が上場廃止となる見込みがある場合には、その旨及び理由
- ⑪ 大規模買付等に際しての第三者との間における意思連絡が存在する場合には、その目的及び内容並びに当該第三者の概要
- ⑫ 大規模買付等の後における当社の株主、当社や当社グループの従業員、取引先、顧客その他の当社グループに係る利害関係者に対する対応方針
- ⑬ 当社の他の株主との間の利益相反が生じうる施策を行うことを予定している場合には、当該利益相反を回避するための具体的方策
- ⑭ その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報

#### （c）大規模買付等の内容の検討・大規模買付者等との交渉・代替案の検討

##### ① 当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、大規模買付者等から買付説明書および独立委員会が追加的に提出を求めた情報（もしあれば）が提出された場合、当社取締役会に対しても、適宜回答期限を定めた上、大規模買付者等の大規模買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。以下同じとします。）およびその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報を提供するように要求することができます。

---

6 金融商品取引法第27条の26第1項の重要提案行為等を意味します。以下、別段の定めがない限り同じです。

## ② 独立委員会による検討等

独立委員会は、大規模買付者等から買付説明書および独立委員会が提出を求めた情報（もしあれば）が提出されてから、対価を金銭（円貨）のみとし当社株式等の全てを対象とする公開買付けによる大規模買付等の場合には最長60日、その他の大規模買付等の場合には最長90日が経過するまでの間（以下「独立委員会検討期間」といいます。）、上記①に従い取締役会の意見およびその理由ならびに代替案（もしあれば）等を受領した上、大規模買付等の内容の検討、大規模買付者等と当社取締役会の経営計画・事業計画等に関する情報収集・比較検討、および当社取締役会の提示する代替案の検討等を行います。また、独立委員会は、当社の企業価値の向上・株主共同の利益の確保という観点から当該大規模買付等の内容を改善させるために必要であれば、直接または間接に、当該大規模買付者等と協議・交渉等を行い、または当社取締役会の提示する代替案の株主の皆様に対する提示等を行うものとします。

独立委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。大規模買付者等は、独立委員会が、直接または間接に、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

## ③ 情報開示

当社は、大規模買付者等から買付説明書が提出された旨、独立委員会検討期間が開始した旨および本必要情報その他の情報のうち独立委員会が適切と判断する事項について、東京証券取引所の適時開示規則に従い独立委員会が適切と判断する時点で情報開示を行います。

### (d) 独立委員会の勧告

独立委員会は、大規模買付者等が現れた場合には、以下のとおり当社取締役会に対する勧告等を行うものとします。独立委員会が当社取締役会に対して下記①ないし③に従った勧告等を行った場合その他独立委員会が適切と判断する場合には、当社は、当該勧告等の概要その他独立委員会が適切と判断する事項（独立委員会検討期間を延長する場合にはその期間および理由を含みます。）について、速やかに情報開示を行います。

#### ① 本方針の発動を勧告する場合

独立委員会は、大規模買付者等による大規模買付等が下記（3）「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれかに該当し、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、独立委員会検討期間の開始または終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告を行います。

ただし、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の無償割当てに係る権利落日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、または本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降行使期間開始日（下記（4）「本新株予約権の無償割当ての概要」（f）に定義されます。）の前日までにおいては本新株予約権を無償にて取得すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

- (i) 当該勧告後に大規模買付者等が大規模買付等を撤回した場合その他大規模買付等が存しなくなった場合
- (ii) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、大規模買付者等による大規模買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しないか、または該当しても本新株予約権の無償割当てを実施することもしくは行使もしくは株式の交付と引換えでの当社による取得を認めることが相当でない場合

なお、独立委員会は、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告を行うに際し、予め当該実施に関して株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）の承認を得るべき旨の留保を付すこともできるものとします。

#### ② 本方針の不発動を勧告する場合

独立委員会は、大規模買付者等の大規模買付等の内容の検討、大規模買付者等との協議・交渉等の結果、大規模買付者等による大規模買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しないまたは該当しても本新株予約権の無償割当てを実施することが相当でないと判断した場合には、独立委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施すべきでない旨の勧告を行います。

ただし、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての不実施の勧告をした後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれかに該当し、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断するに至った場合には、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

#### ③ 独立委員会検討期間の延長を行う場合

独立委員会が、当初の独立委員会検討期間の終了時まで、本新株予約権の無償割当ての実施または不実施の勧告を行うに至らない場合には、独立委員会は、大規模買付者等の大規模買付等の内容の検討・代替案の検討・大規模買付者等との交渉等に必要とされる合理的な範囲内（ただし、30日を上限とするものとします。）で、独立委員会検討期間を延長する旨の決議を行います。この場合、当社は、当該延長の理由および延長期間について、速やかに情報開示を行います。

上記決議により独立委員会検討期間が延長された場合、独立委員会は、引き続き、情報収集、検討等を行うものとし、延長期間内に本新株予約権の無償割当ての実施または不実施の勧告を行うよう最大限努めるものとします。

#### (e) 取締役会の決議、株主意思確認総会の招集

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重して本新株予約権の無償割当ての実施または不実施等に関する会社法上の機関としての決議を速やかに行うものとします。

ただし、当社取締役会は、独立委員会の勧告の理由が下記(3)(d)に該当することである場合及び独立委員会が本新株予約権の無償割当ての実施に関して株主意思確認総会の承認を得るべき旨の留保を付した場合には、実務上可能な限り最短の期間で株主総会を開催できるように、独立委員会における手続に加えて、速やかに株主意思確認総会を招集し、本新株予約権の無償割当てに関する議案を付議します。株主意思確認総会が開催された場合、当該株主意思確認総会において本新株予約権の無償割当ての実施または不実施等についての決定を行うものとします。また、当社取締役会は、株主

意思確認総会が本新株予約権の無償割当てを実施することを否決する決議をした場合には、本新株予約権の無償割当ては実施しません。大規模買付者等ならびにその共同保有者および特別関係者は、当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての不実施に関する決議を行うか、株主意思確認総会において本新株予約権の無償割当ての実施に係る議案が否決されるまでの間、大規模買付等を実行してはならないものとし、ます。なお、当社取締役会は、当社取締役会において株主意思確認総会を招集する旨の決議を行った場合または当社取締役会もしくは株主意思確認総会において本新株予約権の無償割当ての実施もしくは不実施に関する決議を行った場合には、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

### (3) 本新株予約権の無償割当ての要件

当社は、大規模買付者等による大規模買付等が下記のいずれかに該当し本新株予約権の無償割当てを実施することが相当と認められる場合、上記(2)「本方針の発動に係る手続」(e)に記載される当社取締役会または株主意思確認総会の決議により、本新株予約権の無償割当てを実施することを予定しております。なお、上記(2)「本方針の発動に係る手続」(d)のとおり、下記の要件に該当し本新株予約権の無償割当てを実施することが相当か否かについては、原則として独立委員会の勧告を経て決定されることとなります。

#### 記

- (a) 本方針に定める手続を遵守しない大規模買付等である場合
- (b) 下記に掲げる行為等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある大規模買付等である場合
  - ① 株式等を買収し、その株式等について当社に対して高値で買取りを要求する行為
  - ② 当社の経営を一時的に支配して、当社グループの重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に大規模買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
  - ③ 当社グループの資産を大規模買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
  - ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社グループの事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
- (c) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合
- (d) 大規模買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう場合（上記(a)ないし(c)のいずれにも該当しない場合を含む。）

#### (4) 本新株予約権の無償割当ての概要

本方針に基づき実施する予定の本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです。

##### (a) 本新株予約権の数

本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議または株主総会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）に相当する数を上限とします。

##### (b) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記載または記録された当社以外の株主に対し、その有する当社株式1株につき原則として本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割り当てます。

##### (c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

##### (d) 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権1個の目的である当社普通株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、原則として1株とします。

##### (e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、1円を下限とし、本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。

##### (f) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。ただし、下記（i）項の規定に基づき当社が本新株予約権を取得する場合、当該取得に係る本新株予約権の行使期間は、当該取得日の前日までとします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とします。

### (g) 本新株予約権の行使条件

(Ⅰ) 特定大量保有者<sup>7</sup>、(Ⅱ) 特定大量保有者の共同保有者、(Ⅲ) 大規模買付者等、(Ⅳ) 大規模買付者等の共同保有者および特別関係者、もしくは(Ⅴ) 上記(Ⅰ)ないし(Ⅳ)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、または、(Ⅵ) 上記(Ⅰ)ないし(Ⅴ)に該当する者の関連者<sup>8</sup>(以下、(Ⅰ)ないし(Ⅵ)に該当する者を「非適格者」と総称します。)は、原則として本新株予約権を行使することができません。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません(ただし、非居住者の保有する本新株予約権も適用法令に従うことを条件として、下記(i)項②のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。)。さらに、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することができません。

### (h) 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

### (i) 当社による本新株予約権の取得

① 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権無償割当て決議で定めるところに従い、本新株予約権全てを無償で取得することができるものとします。

---

7 原則として、当社が発行者である株式等の保有者で、当該株式等に係る株式等保有割合が20%以上である者(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値または株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとします。本書において同じとします。

8 ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者(当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。)、またはその者と実質的に協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務および事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第3条第3項に定義されます。)をいいます。「関連者」に当たるか否かの判定は、共同協同行為等認定基準(別紙4。但し、独立委員会は、法令の改正または裁判例の動向等に照らして、合理的範囲内で当該基準を改定できるものとします。)に基づいて行うものとします。

- ② 当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引き換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができます。また、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のものを全て取得し、これと引き換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。なお、上記(g)項(I)ないし(VI)に該当する者に対しては、それらの者が保有する新株予約権の対価として金員等の交付を行わないものとします。
- ③ ①および②のほか、本新株予約権の取得に関する事項については、必要に応じ、本新株予約権無償割当て決議において定めることがあります。

**(j) 合併、吸収分割、新設分割、株式交換および株式移転の場合の新株予約権の交付**

本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

**(k) 新株予約権証券の発行**

本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。

**(l) その他**

上記に定めるほか、本新株予約権の内容の詳細は、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

**(5) 本方針の有効期間、廃止および変更**

本方針の有効期間および本方針に係る本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定権限の委任期間（以下、単に「有効期間」といいます。）は、本定時株主総会后3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時まで更新するものとします。

ただし、その有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において、本方針を廃止する旨もしくは本方針に係る本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定についての取締役会への上記委任を撤回する旨の決議が行われた場合、または、当社取締役会により本方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本方針はその時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本方針の有効期間中であっても、本方針に関する法令、金融商品取引所規則等の新設または改廃が行われ、かかる新設または改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合、または当社株主に不利益を与えない場合等本定時株主総会の決議による委任の趣旨に反しない場合には、独立委員会の承認を得た上で、本方針を修正し、または変更する場合があります。

当社は、本方針が廃止、修正または変更された場合には、当該廃止、修正または変更の事実および（修正・変更の場合には）修正・変更の内容その他の事項につき、必要に応じて情報開示を速やかに行います。

### (6) 独立委員会の設置

当社は、取締役の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために本方針の発動等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、独立委員会を設置します。独立委員会の委員は、社外取締役3名、社外監査役1名および社外有識者（補欠監査役）1名から構成される予定です（独立委員会の委員の選任基準、決議要件、決議事項等については、別紙2「独立委員会規則の概要」のとおりであり、独立委員会の委員は別紙3「独立委員会委員略歴」のとおりです。）。

実際に大規模買付等がなされる場合には、上記(2)「本方針の発動に係る手続」に記載したとおり、当社取締役会は独立委員会の判断を最大限尊重して会社法上の機関としての決議を行うこととします。ただし、当社取締役会は、大規模買付者等による大規模買付等の内容、時間的猶予等の諸般の事情を考慮の上、実務上相当と認める場合には、独立委員会における手続に加えて、株主意思確認総会を招集し、本新株予約権の無償割当てに関する議案を付議する場合があります。

### (7) 法令の改正等による修正

本方針で引用する法令の規定は、2026年5月14日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設または改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設または改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

## 3. 株主および投資家の皆様への影響

### (1) 本方針の更新にあたって株主および投資家の皆様に与える影響

本方針の更新にあたっては、本新株予約権の無償割当て自体は行われません。また、本定時株主総会においては、本新株予約権に関する新株予約権無償割当ての決定権限を取締役会に対して委任していただくことを付議しますが、本定時株主総会における決議により本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主および投資家の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。

### (2) 本新株予約権の無償割当て時に株主および投資家の皆様に与える影響

#### (i) 本新株予約権の無償割当ての手続

当社取締役会または当社株主総会において、本新株予約権無償割当て決議を行った場合には、当該決議において割当期日を定め、これを公告いたします。この場合、割当期日における当社の最終の株主名簿に記載または記録された株主の皆様（以下「割当対象株主」といいます。）に対し、その有する当社株式1株につき原則として本新株予約権1個の割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。なお、割当対象株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に本新株予約権に係る新株予約権者となるため、申込の手続等は不要です。

なお、一旦本新株予約権無償割当て決議がなされた場合であっても、当社は、上記2.(2)「本方針の発動に係る手続」(d)①に記載した独立委員会の勧告を最大限尊重し、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、または本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降行使期間開始日の前日までにおいては本新株予約権全てについてこれを無償で取得する場合があります。これらの場合には、当社株式1株当たりの価値の希釈化

は生じませんので、こうした希釈化が生じることを前提に売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の影響を受ける可能性があります。

#### (ii) 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当対象株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容および数、本新株予約権を行使する日、振替株式の振替を行うための口座等の必要事項ならびに株主の皆様ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。）その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様においては、本新株予約権の行使期間内に、これらの必要書類を提出した上、原則として、本新株予約権1個当たり1円を下限とし、本新株予約権無償割当て決議において定める行使価額に相当する金銭を払込取扱場所に払い込むことにより、1個の本新株予約権につき原則として1株の当社株式が発行されることとなります。

仮に、株主の皆様が、こうした本新株予約権の行使および行使価額相当の金銭の払込を行わなければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化することになります。

ただし、当社は、下記（iii）に記載するところに従って非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引き換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続を取った場合、非適格者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使および行使価額相当の金銭の払込をせずに当社株式を受領することとなり、その保有する当社株式の希釈化は原則として生じません。

#### (iii) 当社による本新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、これと引き換えに当社株式を交付することがあります。この場合、かかる株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該本新株予約権の取得の対価として、1個の本新株予約権につき原則として1株の当社株式を受領することになります。ただし、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書をご提出いただくことがあります。

なお、本新株予約権無償割当て決議において、その他の本新株予約権の取得に関する事項等について規定される場合には、当社は、かかる規定に従った措置を講じることがあります。

上記のほか、割当て方法、行使の方法および当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権無償割当て決議において決定された後、株主の皆様に対して情報開示または通知いたしますので、当該内容をご確認下さい。

#### 四 上記各取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

##### 1. 基本方針の実現に資する特別な取組み（上記二の取組み）について

上記二に記載した企業価値向上のための取組みやコーポレート・ガバナンスの強化といった各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに基本方針の実現に資するものです。

従って、これらの各施策は、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

##### 2. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（上記三の取組み）について

###### (1) 当該取組みが基本方針に沿うものであること

本方針は、当社株式等に対する大規模買付等がなされた際に、当該大規模買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために大規模買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。

###### (2) 当該取組みが当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、以下の理由により、本方針は、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

###### ① 買収への対応方針に関する指針の要件を充足していること

本方針は、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則を充足しています。また、本方針は、企業価値研究会が2008年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」、株式会社東京証券取引所が2021年6月11日に改訂した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5. いわゆる買収防衛策」および経済産業省が2023年8月31日に発表した「企業買収における行動指針」を踏まえた内容となっております。

###### ② 株主意思を重視するものであること

本方針は、株主の皆様のご意思を反映させるため、本定時株主総会において議案としてお諮りする予定です。本定時株主総会において、本方針につき株主の皆様のご承認が得られた場合には、本方針はさらに3年間更新されることとなります。

また、上記三2.(2)「本方針の発動に係る手続」(e)にて記載したとおり、当社取締役会は、本方針で定めるとおり、同(e)で定める場合には、本方針の発動の是非についても、株主総会において株主の皆様のご意思を確認することとしています。

加えて、上記三2.(5)「本方針の有効期間、廃止および変更」にて記載したとおり、本方針には、当初の有効期間を本定時株主総会終結の時まで、更新された後の有効期間を約3年間とするいわゆる

サンセット条項が付されており、かつ、その各有効期間の満了前であっても、当社株主総会において、①当初の有効期間中においては、本方針の更新に関する議案を承認しない旨の決議が行われた場合、②本方針が更新された後においては、本方針を廃止する旨もしくは上記の委任決議を撤回する旨の決議が行われた場合、または、③当社取締役会において本方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本方針はその時点で廃止されることとなります。その意味で、本方針の消長には、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

### ③ 独立委員会による判断の重視と情報開示

上記三 2. (6)「独立委員会の設置」にて記載したとおり、本方針の発動等の運用に際しての実質的な判断は、社外取締役等のみから構成される独立委員会により行われることとされています。

また、その判断の概要については株主の皆様へ情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本方針の透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

### ④ 合理的な客観的要件の設定

本方針は、上記三 2. (2)「本方針の発動に係る手続」(d) および上記三 2. (3)「本新株予約権の無償割当ての要件」にて記載したとおり、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

### ⑤ 第三者専門家の意見の取得

上記三 2. (2)「本方針の発動に係る手続」(c) ②にて記載したとおり、大規模買付者等が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を受けることができるものとされています。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

### ⑥ デッドハンド型・スローハンド型の対応方針ではないこと

上記三 2. (5)「本方針の有効期間、廃止および変更」にて記載したとおり、本方針は、当社の株式等を大量に買い付けた者が、自己の指名する取締役を株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、本方針を廃止することが可能です。また、当社の取締役の選任時期は一致しておりませんが、その解任及び選任は普通決議で行うことができます。よって、当社の株主の皆様は、当社定時株主総会又は当社臨時株主総会において、普通決議により、当社取締役会の構成員の過半数を交代させることができ、その後速やかに、交代後の当社取締役会の決議によって本方針を廃止することができますので、本方針は、デッドハンド型の対応方針（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない対応方針）でもスローハンド型の対応方針（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、一定期間は廃止できない対応方針）でもありません。

以 上

## 別紙 1

## 当社の大株主の状況

2026年3月31日現在の当社の大株主の状況は以下のとおりです。

株主名	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を除く。)の 総数に対する 所有株式数の割合 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	6,045	8.7
日本製鉄株式会社	3,778	5.4
J. P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S. A. 384513	2,799	4.0
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	2,434	3.5
株式会社三菱UFJ銀行	2,233	3.2
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	2,037	2.9
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	1,862	2.7
THE CHASE MANHATTAN BANK, N. A. LONDONSECS LENDING OMNIBUS ACCOUNT	1,707	2.5
エア・ウォーター株式会社	1,658	2.4
大和工業株式会社	1,626	2.3

## 独立委員会規則の概要

- ・独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i) 当社社外取締役、(ii) 当社社外監査役、または (iii) 社外の有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。ただし、有識者は、実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは会社法等を主たる研究対象とする研究者またはこれらに準ずる者でなければならない。また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
- ・独立委員会委員の任期は、本定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、社外取締役または社外監査役であった独立委員会委員が、取締役または監査役でなくなった場合（ただし、再任された場合を除く。）には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
- ・独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重して、会社法上の機関としての決定を行う（ただし、①に定める本新株予約権の無償割当ての実施につき、株主総会において別段の決議がなされた場合には、当該決議に従う。）。なお、独立委員会の各委員および当社各取締役は、こうした決定にあたっては、専ら当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
  - ① 本新株予約権の無償割当ての実施または不実施
  - ② 本新株予約権の無償割当ての中止または本新株予約権の無償取得
  - ③ その他当社取締役会が独立委員会に諮問した事項
- ・上記に定めるところに加え、独立委員会は、以下の各号に記載される事項を行う。
  - ① 本方針の対象となる大規模買付等への該当性の判断
  - ② 大規模買付者等および当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報およびその回答期限の決定
  - ③ 大規模買付者等の大規模買付等の内容の精査・検討
  - ④ 自らまたは当社取締役会等を通じた大規模買付者等との交渉・協議
  - ⑤ 代替案の提出の要求・代替案の検討
  - ⑥ 独立委員会検討期間の延長
  - ⑦ 本方針の修正または変更に係る承認
  - ⑧ その他本方針において独立委員会が行うことができると定められた事項
  - ⑨ 当社取締役会が別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項

- ・独立委員会は、大規模買付者等に対し、買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、当社取締役会および独立委員会の双方に追加的に情報を提供するよう求める。また、独立委員会は、大規模買付者等から買付説明書および独立委員会から追加提供を求めた情報が提供された場合、当社取締役会に対しても、所定の期間内に、大規模買付者等の大規模買付等の内容に対する意見およびその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報を提供するよう要求することができる。
- ・独立委員会は、当社の企業価値の向上・株主共同の利益の確保という観点から大規模買付者等の大規模買付等の内容を改善させるために必要があれば、自らまたは当社取締役会等を通じて、大規模買付者等と協議・交渉を行うものとし、また、当社取締役会の代替案の株主に対する提示等を行うものとする。
- ・独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社または当社グループ会社の取締役、執行役、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
- ・独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができる。
- ・各独立委員会委員は、大規模買付等がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。
- ・独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員の全員が出席（テレビ会議または電話会議による出席を含む。以下同じとする。）し、その過半数をもってこれを行う。ただし、やむを得ない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができる。

以 上

### 別紙3

#### 独立委員会委員略歴

本方針更新時の独立委員会の委員は、以下の5名であります。

安酸 庸祐 (やすかた ようすけ)

1957年12月生

1993年 4月 弁護士登録 (第一東京弁護士会)

和田隆二郎法律事務所入所

2004年 4月 ときわパートナーズ法律事務所設立 (現)

2024年 6月 当社取締役就任 (現)

2024年 9月 日章興産株式会社 社外監査役 (現)

2024年10月 株式会社LIMNO 社外取締役 (現)

※安酸 庸祐氏は会社法第2条第15号に規定される当社社外取締役であります。

なお、2026年6月23日開催予定の当社第127回定時株主総会における取締役選任議案が原案どおり承認可決されますと、同氏は社外取締役に再任されることとなります。

河端 瑞貴 (かわばた みずき)

1972年10月生

2005年 7月 東京大学空間情報科学研究センター助教授

2007年 4月 東京大学空間情報科学研究センター准教授

2012年 4月 慶應義塾大学経済学部准教授

2014年 4月 慶應義塾大学経済学部教授 (現)

2023年 6月 公益財団法人日本住宅総合センター評議員 (現)

2025年 6月 当社取締役就任 (現)

※河端 瑞貴氏は会社法第2条第15号に規定される当社社外取締役であります。

柳原 大輔 (やなぎはら だいすけ)

1969年 7月生

2007年10月 岡山県立大学情報工学部准教授

2009年 4月 愛媛大学大学院理工学研究科准教授

2016年10月 愛媛大学大学院理工学研究科教授

2017年 9月 九州大学大学院工学研究院准教授

2019年 7月 九州大学大学院工学研究院教授 (現)

※柳原 大輔氏は当社の社外取締役候補者であります。

2026年6月23日開催予定の当社第127回定時株主総会における取締役選任議案が原案どおり承認可決されますと、同氏は会社法第2条15号に規定される社外取締役に選任されることとなります。

大保 政二 (だいほ まさじ)

1965年 7月生

1991年 9月 中央新光監査法人入所

1999年 3月 公認会計士登録

2002年 4月 東京北斗監査法人 (現：仰星監査法人) 入所

2006年 1月 大保公認会計士事務所設立

2020年 6月 当社監査役に就任 (現)

2022年 6月 株式会社コーハイム 社外取締役 (現)

2024年 6月 株式会社キーエンス 社外監査役 (現)

2025年10月 恵和株式会社 社外取締役 (監査等委員) (現)

※大保 政二氏は、会社法第2条第16号に規定される当社社外監査役であります。

山本 紀夫 (やまもと のりお)

1952年 6月生

1981年 4月 弁護士登録

1984年 1月 坂口・山本法律事務所設立

1995年 4月 山本法律事務所設立 (2016年9月 山本&パートナーズ法律事務所  
に名称変更)

2006年 6月 久留米運送株式会社 社外監査役 (現)

2020年 4月 TMI総合法律事務所福岡オフィスにパートナーとして参画 (現)

※山本 紀夫氏は現在会社法第329条3項に規定される当社補欠監査役であります。

なお、2026年6月23日開催予定の当社第127回定時株主総会における補欠監査役選任議案が原案  
どおり承認可決されまると、同氏は補欠監査役に再任されることとなります。

以 上

## 共同協調行為等認定基準

※本基準は、本方針で定義される大規模買付者を含む「特定株主グループ」の認定に際して、「これらの者が実質的に支配したまたはこれらの者と共同ないし協調して行動する者」に当たるか否かを判定するための基準、「大規模買付者等」の認定の前提となる「大規模買付等」の認定に際して、「当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係を構築するあらゆる行為」の有無を判定するための基準、及び「非適格者」の一類型である「関連者」の認定における「実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者またはその者と実質的に協調して行動する者」に当たるか否かを判定するための基準として用いることとする。

※認定は、認定の対象者（その親会社、子会社、その他認定の対象者と同一視すべき主体を含む。以下「認定対象者」という。）について、下記の各項目の要素に加え、認定対象者と当社の特定の株主との間での意思の連絡が「ない」ことを窺わせる直接・間接の事実の有無についても勘案した上で、総合判断の方法により行われるべきものとする。

※以下、「当該特定株主グループと当社の他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」を樹立する行為に該当するかを認定する際の「当該特定株主グループ」、ある者の「関連者」を認定する際の当該「ある者」、それらの親会社及び子会社、並びに、それらの役員及び主要株主を、あわせて「特定株主グループ等」という。

- (1) 当社株式等を取得している時期が、特定株主グループ等による当社株式等の取得または重要提案行為等の当社経営支配権の実質的な取得又は当社経営への実質的な影響力の獲得に向けた行動が行われている期間と重なり合っているか。
- (2) 取得した当社株式等の数量が相当程度の数量に達しているか。
- (3) 当社株式等の取得を開始した時期が、特定株主グループ等による当社株式等の取得の開始、当社に対する経営支配権の取得・重要提案行為をすること等の意向の表明など、特定株主グループ等による当社経営支配権の実質的な取得又は当社経営への実質的な影響力の獲得に向けた行動が開始された時期に近接し、または本方針に係る議題を目的事項に含む株主総会の基準日など、特定株主グループ等の行動に関連するイベントと近接しているか。
- (4) 市場における当社株式等の取引状況が異常な時期（例えば、平均的な出来高に比して著しく出来高が膨らんでいたり、株価が先行する時期の平均株価に比して著しく急騰したりする時期）において、時期を同じくして当社株式等を取得しているなど、特定株主グループ等による当社株式等の取得の時期及び態様（例えば、信用買い等を駆使しているかどうか。）の特徴との間に共通性がみられるか。
- (5) 特定株主グループ等が株式等を取得している（または取得していた）他の上場会社の株式等を取得していたことがあり、かつ、その取得時期や保有期間が特定株主グループ等のそれと重なり合っているか。

(6) 上記(5)の重なり合う期間において、当該他の上場会社(特定株主グループ等とともに認定対象者が株主となっていた他の上場会社)に対する株主権(共益権)の行使が特定株主グループ等のそれに同調したものであったか。同調したものであったとした場合に、その株主権の種類、内容、株主権行使の結果等に照らして、その同調の程度はどの程度か。

(7) 上記(5)記載の当該他の上場会社において、認定対象者及び特定株主グループ等(ならびに当該認定対象者以外の者で特定株主グループ等と同調して議決権等の共益権の行使を行った株主がいる場合には当該株主)による議決権等の共益権の行使の結果、取締役その他の役員を選解任が行われた場合において、当該変更後の役員の内任期間中に当該他の上場会社において企業価値または株主価値の毀損のおそれ(例えば、重大な法令違反に該当する事象の発生またはそのおそれのある事象の発生、上場廃止、特設開示注意銘柄への指定、破産その他の法的倒産手続、大規模な希釈化を伴う株式または新株予約権の発行)が生じているか。生じているとして企業価値または株主価値の毀損のおそれはどの程度か。

(8) 特定株主グループ等との間で、直接・間接に出資関係ないし資金の貸借関係等が存在しているまたは存在していたことがあるか。

(9) 特定株主グループ等との間で、直接・間接に、役員兼任関係、親族関係(内縁関係など準じる関係を含む。以下同じ。)、ビジネス上の関係、出身校その他のコミュニティの中における人的関係が存在しているまたは存在していたこと、ならびに、一方が他方の従業員、組合員その他構成員であるまたはあったことがあるなどの人的関係が存在するか。

(10) 当社に対する株主権(共益権)の行使が特定株主グループ等のそれに同調したものであったか。同調したものであったとして、行使された株主権の種類、内容、株主権行使の結果等に照らして、その同調の程度はどの程度か(なお、この(10)を唯一の根拠として「特定株主グループ」、「大規模買付等」又は「関連者」と認定してはならないものとする。)

(11) 当社の事業や経営方針に関する言動等が特定株主グループ等のそれと類似しているか。類似している言動等がある場合には、そのような言動等がされた時期、内容に照らして、その類似の程度はどの程度か(なお、この(11)を唯一の根拠として「特定株主グループ」、「大規模買付等」又は「関連者」と認定してはならないものとする。)

(12) その代理人やアドバイザーが、特定株主グループ等のそれと同じ事務所、法人、団体に属しているもしくは属していたことがある、業務提携関係にある、同種案件を共同ないし連携して遂行したことがある、及び/または親族関係その他の人的関係があるなど、特定株主グループ等との間において意思の連絡が容易となるような関係を有しているか(直接的なものであると間接的なものであるとを問わない。)

(13) その他、特定株主グループ等との間で意思の連絡があることを窺わせる直接・間接の事実はあるか。

以上



## 1 企業集団の現況に関する事項

### (1) 企業集団の事業の経過およびその成果

#### ■ 当連結会計年度の経営環境と業績

当連結会計年度の業績は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度	増減額	増減率
売上高	159,227	159,035	△192	△0.1%
営業利益	29,466	28,085	△1,381	△4.7%
経常利益	29,504	29,535	31	0.1%
親会社株主に帰属する 当期純利益	26,245	21,590	△4,655	△17.7%

当連結会計年度の為替レートは以下のとおりです。

	前連結会計年度	当連結会計年度	差額
売上高平均レート(連結会計年度)(注1)	150.00円/US\$	151.80円/US\$	1.80円 円安
期末レート(連結会計年度末)(注2)	149.52円/US\$	159.88円/US\$	10.36円 円安

(注1)売上高平均レートは、「為替予約済レートを含む円換算売上高総額」÷「ドル建て売上高総額」であります。

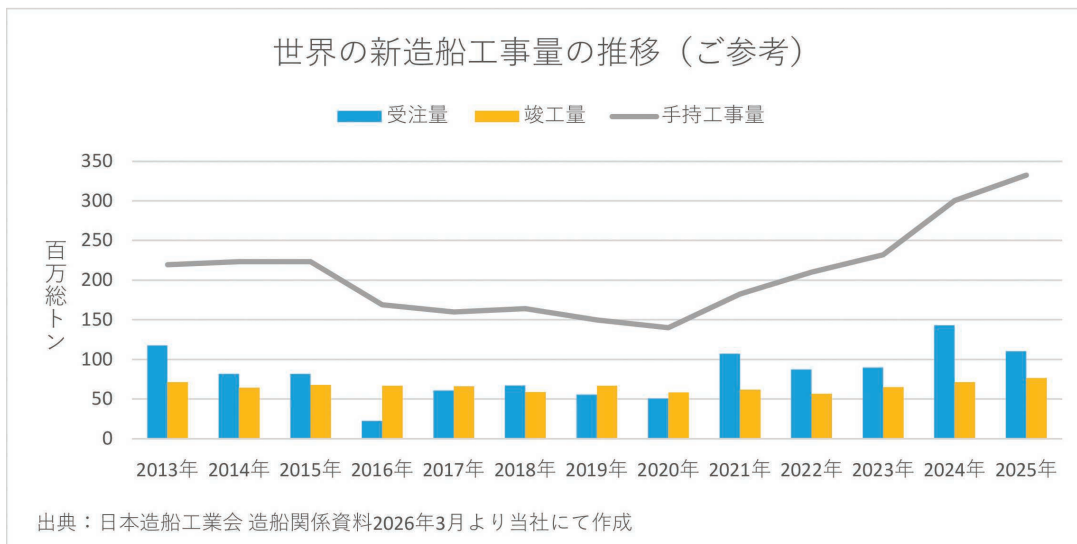
(注2)未入金かつ未予約のドル建売上高は当連結会計年度末のレートでもって円換算しております。

### (概況)

当連結会計年度の我が国経済は、企業の設備投資と個人消費が拡大し概ね良好に推移しましたが、米国の高関税政策や中東情勢の緊迫化などの地政学的リスクによる物価上昇、燃料費の高騰、石油化学原料不足等の今後の経済に与える影響が懸念されております。

世界の造船市場は、2021年から受注量が高い水準で推移し、竣工量も年々増加、手持工事量も右肩上がりの状態が続いております。

当連結会計年度の当社グループの経営成績は、中核である新造船事業においては、グループの主力商品を従来のハンディ型撒積運搬船から大型撒積運搬船なども建造するプロダクトミックス体制へ段階的に移行させる初年度となりましたが工程は順調に進捗し、売上高は159,035百万円、営業利益は28,085百万円、経常利益は29,535百万円、税金等調整前当期純利益は29,582百万円と、最高益を記録した前連結会計年度とほぼ同水準となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、法人税等を前年同期比4,815百万円増の7,873百万円計上したことにより、21,590百万円となりました。

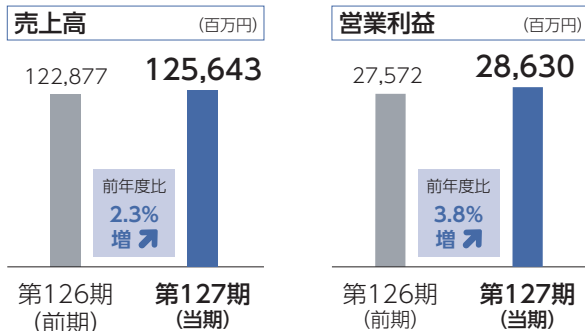


## ■ 事業別の営業の状況

### 事業別売上高および営業利益

事業区分	売上高(百万円)				営業利益(百万円)			
	前連結 会計年度	当連結 会計年度	前年同期比 増減額	前年同期比 増減率(%)	前連結 会計年度	当連結 会計年度	前年同期比 増減額	前年同期比 増減率(%)
新造船	122,877	125,643	2,766	2.3	27,572	28,630	1,058	3.8
修繕船	23,041	20,538	△2,503	△10.9	3,636	1,567	△2,069	△56.9
鉄構・機械	6,225	6,279	54	0.9	115	348	233	203.1
その他	7,084	6,575	△509	△7.2	836	882	46	5.4
(消去又は全社)					(△2,693)	(△3,342)	(△649)	
合計	159,227	159,035	△192	△0.1	29,466	28,085	△1,381	△4.7

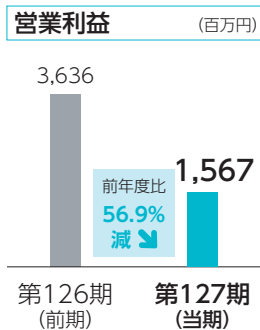
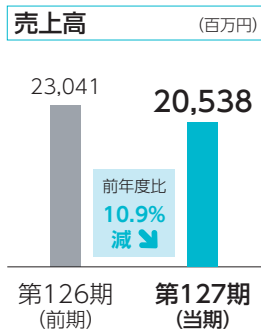
## 新造船事業



当連結会計年度の売上高は125,643百万円（前年同期比2.3%増）、営業利益は28,630百万円（前年同期比3.8%増）となりました。資機材価格の高騰や人件費上昇の影響が大きかったものの、前期の収益獲得に大きく貢献したハンディ型撒積運搬船を当期も主力商品としつつ、今後大量の代替需要が見込まれる大型撒積運搬船などの大型船とのプロダクトミックス建造体制への移行が順調に進んだことや、設計・製造・調達など関係者一丸となった原価削減活動の効果に加え円安基調が続いたことにより、前年同期比で増収増益を達成しました。当連結会計年度におきましては、大型撒積運搬船4隻、ハンディ型撒積運搬船等17隻を完工し、大型撒積運搬船10隻、ハンディ型撒積運搬船5隻を受注した結果、当連結会計年度末の受注残高は422,073百万円（前年同期比7.1%増）となりました。

【掲載写真】 船種：大型撒積運搬船 船名：AQUABELLA  
載貨重量：182,663トン 寸法：長さ291.92m × 幅45.00m × 深さ24.69m 引渡日：2025年11月28日

## 修繕船事業



佐世保重工業株式会社と函館どつく株式会社が担う修繕船事業の当連結会計年度の売上高は20,538百万円（前年同期比10.9%減）、営業利益が1,567百万円（前年同期比56.9%減）と大幅な減収減益になりました。

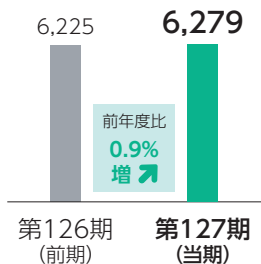
主力の国内艦艇修繕の当期間発生工事量が前期に比べて大幅に減少し、米海軍向け艦艇工事や技術難易度が高い民間船の大型工事を複数完工したものの年間操業量の低下を補えませんでした。

ただ、当連結会計年度末の受注残高は10,226百万円（前年同期比92.1%増）と大きく増加しており、次年度の収益改善が期待されます。

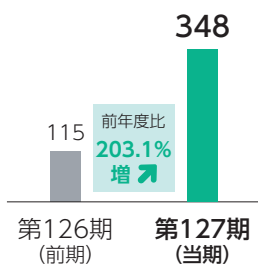
【掲載写真】 日本マントル・クレスト株式会社 船名：地球深部探査船 ちきゅう  
工事名称：定期検査工事・一般修理工事 工期：2025年3月12日～6月17日

## 鉄構・機械事業

### 売上高 (百万円)



### 営業利益 (百万円)

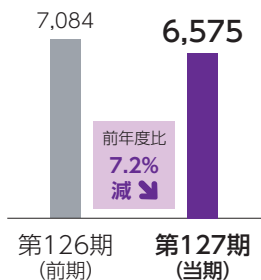


当連結会計年度の売上高は6,279百万円（前年同期比0.9%増）、営業利益は348百万円（前年同期比203.1%増）となりました。鉄構橋梁部門は大型案件の受注が着実に積み上がって操業量が回復し、船用機械部門においても主力の船用エンジン向けクランクシャフトも事業環境が改善して原価削減と生産効率の改善も進んだ結果、前年同期比で増収増益となりました。当連結会計年度末の受注残高は8,002百万円（前年同期比48.1%増）となりました。

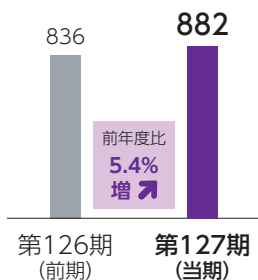
【掲載写真】ご発注者：鹿児島県  
 工事名：道路改築工事（阿久根高尾野道路R6-8工区） 鋼重：60.610トン

## その他事業

### 売上高 (百万円)



### 営業利益 (百万円)



当連結会計年度の売上高は6,575百万円（前年同期比7.2%減）、営業利益は882百万円（前年同期比5.4%増）となりました。当連結会計年度末の受注残高は792百万円（前年同期比53.3%減）であります。

## (2) 企業集団の資機材調達および外注

新造船の主材料である鋼材のみならず、主機（エンジン）や発電機などその他の資機材価格に関しても、銅や亜鉛などの国際価格の変動や円安、人件費アップなどによる国内インフレの影響を受けて、あらゆる品目で価格が上昇しております。さらに中東情勢の緊迫化によるエネルギー供給網の棄損や中国の貿易管理政策の影響もあって、幅広い品目で調達そのもののリスクが高まっております。また、外注製作経費についても、国内の人手不足を背景に上昇傾向が続いております。

## (3) 企業集団の設備投資、研究開発

当社および函館どつく株式会社は、政府のグリーントランスフォーメーション（GX）経済移行債を活用した支援を受け、ゼロエミッション船等の建造のための大型設備投資5ヶ年計画に着手しております。両社のGX関連投資は総額約290億円、内補助金交付額は2029年度までに最大約97億円の計画であり、残りの資金調達は金融機関団と長期のコミットメントライン契約を締結しております。当社伊万里事業所においては、ロボットの導入や建造ドックの改造工事を進めており、当連結会計年度における当グループの設備投資の総額は、デジタルトランスフォーメーション（DX）化の推進などを含め、6,910百万円となりました。今後は建造船舶の大型化や多様化に備えたゴライアスクレーンの新設増強やコンベア能力の増強、塗装設備の増設などを計画しており、函館どつく株式会社におきましても、新造船・修繕船設備の大幅な増強を計画しておりますが、一部は既に着手しております。

また、ゼロエミッション船を含む新船型の開発や基礎的な研究、生産技術の向上等を目的とした研究開発に取り組み、当連結会計年度における研究開発費の総額は863百万円（前期は556百万円）となりました。

#### (4) 企業集団の経営方針、経営環境および対処すべき課題等

当社グループは、新造船事業など既存事業のさらなる「深化」と、長期的な成長に向け新たな事業展開による「進化」を基本戦略とし、グループの拡大・発展を目指した成長投資を加速させてまいります。

当社および函館どつく株式会社の新造船事業におきましては、政府のグリーンTRANSフォーメーション（GX）経済移行債を活用したゼロエミッション船等の生産設備整備・導入支援を受けた大型設備投資を開始しました。当社グループとしては、ゼロエミッション船等の国内建造シェアの拡大を図るとともに、IMO（国際海事機関）のGHG（温室効果ガス）削減戦略に掲げられた2050年頃までの排出ゼロに向け、2040年より前にゼロエミッション船建造比率100%体制の構築を目標としております。

修繕船事業におきましては、佐世保や函館・室蘭という地政学的な重要性を生かし、今後の経済安全保障政策に沿って設備と技術の強化を目指してまいります。

鉄構・機械事業につきましては、安定収益体制の確立に向け、建造技術力の強化によるシェアの拡大に取り組んでまいります。

財務面においては、今後の成長投資と造船業にとっては不可避とも言える不況期に備えた長期資金を、自己資金と金融機関や資本市場からの調達とのバランスが取れた最適な資本構成となるよう検討してまいります。

## 新造船事業

2010年前後の大量竣工船の省燃費船やクリーンエネルギー船、ゼロエミッション船への代替により今後も需要が増加するものと予測されております。当社および函館どつく株式会社は技術開発力を強化するとともに、建造量拡大に向けた設備の増強とスマートファクトリー化を推進してまいります。

昨年10月、IMO（国際海事機関）におけるGHG（温室効果ガス）削減に向けた新たな規則の採択が米国などの反対により1年延期されたにも拘らず、荷主や国際社会の環境重視の姿勢は変わらず、日本国内の造船所・船用メーカーとも新燃料船や関連技術の開発・対応は従来通り進める方針とされています。

昨年の中国の新造船受注量は記録的な高水準であり、操業度の大幅引上げに加えて休止工場の再稼働や新設・増設などにより建造能力を急拡大させ、大量一括受注を進めております。また、本年2月に中国商務省は、日本の重工系の造船所・船用メーカーなどの現地工場に対する軍民両用品輸出を禁止し、当社グループにはこの輸出禁止措置による影響は現在のところ生じておりませんが、海事産業のさまざまな分野における中国の市場寡占化が進み、世界各国が懸念しております。

昨年12月に日本政府が公表した「造船業再生ロードマップ」では、我が国の安定的な海上輸送の確保のための造船業の再生がテーマとされており、2035年時点での目標として「日本の船は日本で造り日本で持つ」との考えのもと、「船舶建造体制の強靱化」などの課題に対し、「施設・設備整備による建造能力拡大」や「デジタルトランスフォーメーション（DX）やロボット・AI技術を駆使した建造プロセス全体の生産性向上」などの具体策が掲げられております。

当社グループも、我が国の安全保障体制の一翼を担う主要造船事業者として日本の海事産業群の中核となり、国の安全と地方経済を支えるために、今後も主要顧客の動向を注視し、高評価をいただいている主力商品においては完成度を高めて、競合他社との差別化を図るとともに調達網を再整備し、開発段階から調達、製造の現場まで一貫したコスト削減を徹底させ、スマートファクトリー化による生産性向上と効率改善を推進してまいります。

## 修繕船事業

当社グループにおきましては、夫々が地政学的に重要な地に位置する佐世保重工業株式会社、函館どつく株式会社函館造船所および室蘭製作所の3拠点が連携し、国内艦艇や巡視船などの修繕工事において実績を重ね、我が国の安全保障体制の維持・発展に貢献しております。

修繕船事業の主力事業である国内艦艇の修繕工事においては、「国家安全保障戦略」に基づく防衛・海上保安体制の拡充・整備による配備隻数と防衛予算の増加や地政学リスクの高まりによる海上自衛隊艦艇と海上保安庁巡視船の修繕ニーズが拡大しております。また、昨年10月には「日米造船協力に関する覚書」が締結されるなど造船・修繕分野での日米協力などの議論も進んでおり、米軍艦艇においても日本国内での修理の検討が本格的に進められております。さらに経済安全保障の観点から、民間船舶の国内修繕体制強化が重要視されており、客船、LNG運搬船、特殊船、RORO船、漁船などの技術難易度が高い民間案件にも積極的に取り組んでおります。

両社は、技術力の強化と設備の新設・更新による稼働率の改善により、規模の拡大と収益力の向上を目指します。佐世保重工業株式会社は新造船ドックの修繕船併用ドックへの改修工事を経て大型ドック2基を含む5基体制となり、設備的に国内最大級の修繕ヤードとして海上自衛隊基地や米海軍基地に隣接するという立地条件を活かした受け入れ態勢の強化を進めております。函館どつく株式会社におきましても、関東以北で唯一の大型船の修繕拠点として、地理的優位性を生かした需要を捉えてまいります。ただ3拠点とも設備の老朽化が激しく、近代化と能力増強が急がれます。

## 鉄構・機械事業

国内鋼道路橋の発注量は重量ベースでは歴史的な低水準で推移しており、非常に厳しい受注環境となっております。

当社および函館どつく株式会社が担う鉄構橋梁部門におきましては、2025年度には複数の大型工事を受注し、一定の受注残高を確保しておりますが、グループ内の協力体制を構築し受注力を強化するため、2026年4月に室蘭営業所と佐世保営業所を、5月に熊本営業所を開設いたしました。営業力の強化と技術者の確保育成により、事業拡大と安定収益体制の構築を推進してまいります。

佐世保重工業株式会社が担う船用機器部門は、新造船の需要増に伴って主力製品である船用エンジン向けクランクシャフトの需要拡大が期待されております。生産効率の改善や設備の近代化による生産能力の増強により、販売シェアを拡大し、安定収益体制の構築に努めてまいります。

## その他事業

当社グループにおきましては、市場環境の変化に応じた事業ポートフォリオの最適化を重視しており、中核事業以外のその他事業を担当するグループ各社におきましても収益体制を強化し、グループ収益基盤の強化・発展に貢献してまいります。

## 資材調達部門

鋼材価格や主機（エンジン）、その他の資機材価格は全面的に上昇傾向にあります。中東情勢の今後の推移によってはさらなる状況悪化も見込まれます。

そのような中、当社グループにおいては、調達価格の上昇を抑制しつつ適正品質の資機材を安定的に調達するために、海外を含む調達先の多様化を図り、弾力的な運用ができる体制を構築してまいります。特に、地政学的リスクのサプライチェーンに与える影響が大きく懸念されており、特定の国や地域に過度に依存しない供給網の整備を急ぎ、必要に応じてメーカーの囲い込みなどの調達戦略を検討してまいります。

## 設備投資部門

新造船事業においては、当社および函館どつく株式会社は、工場的大幅なレイアウト見直しも含め、生産能力の拡大・強化のための設備の先進化を推進し、クレーンや工場設備新設などの大規模投資を実行しつつ、デジタルトランスフォーメーション（DX）技術やロボット・AI技術を活用した建造体制の高度化と省人化を図っております。

修繕船事業においては、能力増強や老朽化設備の更新、船舶修繕期間中の乗組員宿舎の増設など、課題に引き続き取り組んでまいります。

機械設備や機器類、部品などの納期の長期化や設備工事業者の人手不足への対応が課題となっておりますが、製造現場に影響を生じさせないよう、計画立案から施工完了までの体制を強化し、工程管理を徹底してまいります。

## 研究開発部門

新造船市場においては、IMO（国際海事機関）の国際海運におけるGHG（温室効果ガス）排出量を2050年頃までに実質ゼロに削減するという目標達成に向け、水素やアンモニアといった代替燃料を活用するゼロエミッション船の開発が進められております。

当社グループにおきましては、昨年度に岩谷産業株式会社殿向け水素燃料電池船「まほろば」を完工させ、2025年大阪・関西万博の開催期間中は会場までのアクセス手段として活用されて大きな注目を集めました。アンモニア燃料船の開発も進捗しており、当社伊万里事業所の大型設備投資計画に伴って事業化も計画しております。さらに、これまでの重油燃料船と比較してGHG排出量の少ないメタノール燃料船等についても実用化に向けた開発段階にあり、風力推進装置を搭載する船舶についても開発を進めております。

また、重油燃料船の省エネ化や自律化運航の研究も進めており、性能と品質による競合他社等との差別化を図ってまいります。

## 管理間接部門

当社グループは、持続可能な社会の実現と当社グループの持続的成長のため、工場の省エネルギー化や安全管理の徹底、従業員一人ひとりが立場や価値観の相違を認め合い、多様な働き方を実現できる職場づくりによる人材の確保・育成や地域社会への貢献などにも取り組んでおります。

今後もより一層、グループガバナンスとリスク管理体制の強化を図り、長期的な企業価値向上に資するための企業経営と投資活動を推進してまいります。

当社グループは、世界の持続的成長に必要な製品と役務を提供し、地球環境に配慮した企業活動・生産活動により、人々の幸せと豊かな社会の創造に役立つ企業であることを目指します。さらなる「深化」と「進化」を続け、ステークホルダーの皆様へ信頼され、成長を期待される「存在感」のある企業グループとして存続できるよう、より一層努力してまいります。

株主の皆様におかれましては、より一層のご支援、ご鞭撻を賜りますよう心よりお願い申し上げます。



## 環境省・国土交通省連携事業「ゼロエミッション船等の建造促進事業」に採択

当社および函館どつく株式会社は、環境省と国土交通省の連携事業であり、一般財団法人日本船舶技術研究協会が公募事務局である令和7年度第1次「ゼロエミッション船等の建造促進事業」に共同申請し、採択されました。本事業は、ゼロエミッション船等の国内生産体制を世界に先駆けて構築し、市場導入を促進することで、CO<sub>2</sub>削減を進めるとともに産業競争力の強化と経済成長を目指すものです。

今般採択された当社および函館どつく株式会社の事業においては、ゼロエミッション船等の建造に必要な設備の導入を主な内容としており、事業費は2029年度までに両社総額で約290億円を計画しています。これら事業の実施により、名村グループとして、ゼロエミッション船等の国内建造シェアの拡大を図るとともに、IMO（国際海事機関）のGHG削減戦略に掲げられた2050年頃までの排出ゼロに向け、2040年より前にゼロエミッション船建造比率100%を目標とします。

当社グループでは今後とも国際競争力の強化を図りつつ、ESG（環境・社会・ガバナンス）経営を推進し、船舶のゼロエミッション化をはじめとする様々な取り組みを進めてまいります。

## 大型船見学会を開催

当社は、2025年11月23日（日・祝）、伊万里事業所において大型船見学会を開催いたしました。見学会では完成間近の大型撒積運搬船や船殻内業工場、建造ドックを開放し、好天の中、地元や近隣の方々をはじめ、県外などの遠方からもお越しいただき、約7,000人の来場者で賑わいました。ご来場いただいた皆様は、普段見ることのできない工場設備の大きさに驚かれるとともに、300メートル級の巨大な建造船の船内・船上からの景色を興味深く眺めておられました。また、会場内に設けた物産展や造船重機展示、建造船等の撮影スポットのほか、伊万里高等学校書道部による書道パフォーマンスなどの各アトラクションもとても好評でした。



## 佐賀県および伊万里市への寄付について

当社は、伊万里事業所の地元自治体である佐賀県および伊万里市に対し、両自治体が取り組む地域課題の解決や地方創生に向けた各種施策および活動を支援することを目的として、寄付をおこないました。また、2025年12月18日（木）には、当社と佐賀県が相互に連携を図り、協働による取り組みを推進することで佐賀県らしい地域社会の創造を目的として、包括連携協定を締結いたしました。本協定では、災害発生時の支援、産業人材の確保および育成、海洋環境対策やカーボンニュートラル社会の推進、少子化対策、多文化共生の促進、公の施設における交流人口の拡大、スポーツ振興など、幅広い分野において連携・協力することとしております。

2026年3月25日（水）には、伊万里市への寄付に対し、深浦伊万里市長より感謝状を頂戴いたしました。本寄付は、伊万里市と締結している包括連携協定の取り組み事項のひとつである子育て支援として、2029年に供用開始が予定されている伊万里市民会館跡地の新複合施設「子どもの屋内遊び場」の整備にご活用いただくこととしております。

佐賀県および伊万里市との連携・協同により地域社会の様々な課題に取り組むべく、今後も地域社会への貢献に努めてまいります。

### <寄付先と寄付対象事業の一覧>

#### 佐賀県

- ・ 世界海洋プラスチックプランニングセンタープロジェクト
- ・ プロスポーツチーム応援プロジェクト
- ・ 県立学校応援プロジェクトおよび私立学校応援プロジェクト

#### 伊万里市

- ・ 伊万里市民会館跡地新複合施設整備（施設における「子どもの屋内遊び場」整備）



包括連携協定の締結（右）山口佐賀県知事



感謝状贈呈式の様子（右）深浦伊万里市長

## (5) 財産および損益の状況の推移

### ① 企業集団の財産および損益の状況の推移

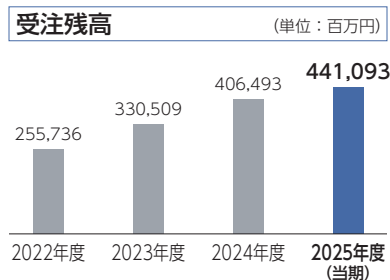
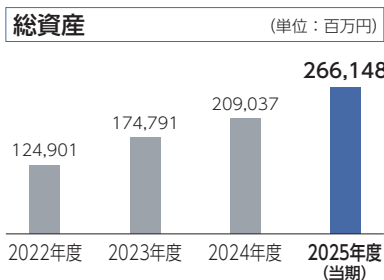
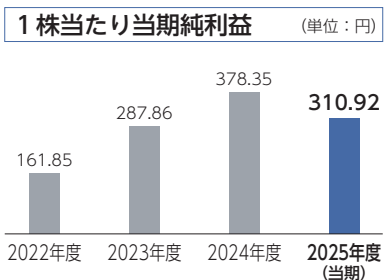
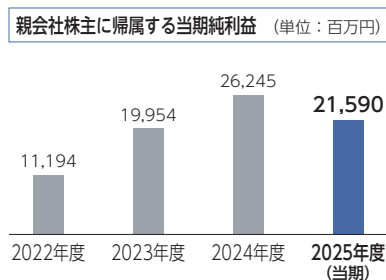
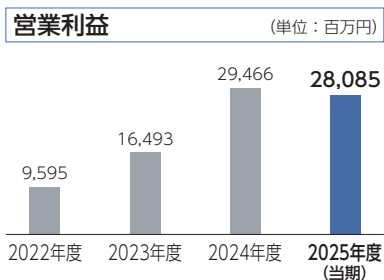
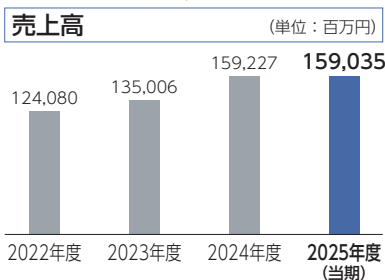
区分	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度 (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	124,080	135,006	159,227	159,035
営業利益 (百万円)	9,595	16,493	29,466	28,085
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	11,194	19,954	26,245	21,590
1株当たり当期純利益 (円)	161.85	287.86	378.35	310.92
総資産 (百万円)	124,901	174,791	209,037	266,148
受注残高 (百万円)	255,736	330,509	406,493	441,093

(注) 1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づいて算出しております。

3. 受注残高は「収益認識に関する会計基準」等によらず、工事の完成・引渡時点をもって算定された金額を記載しております。

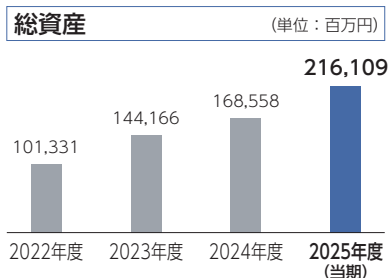
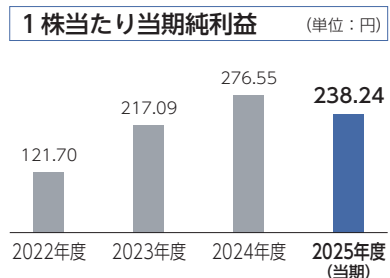
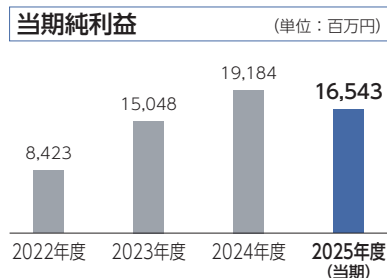
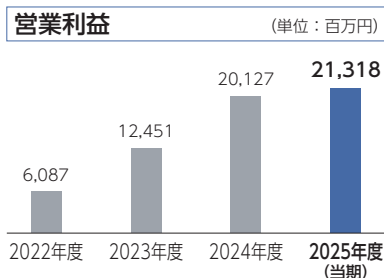
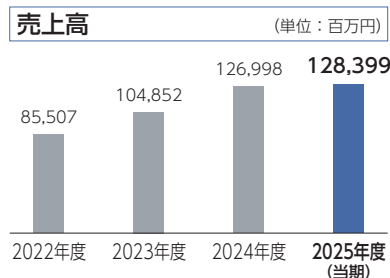
4. 2024年度より「法人税、住民税及び事業税に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日)等を適用しております。



## ② 当社の財産および損益の状況の推移

区 分	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度 (当事業年度)
売上高 (百万円)	85,507	104,852	126,998	128,399
営業利益 (百万円)	6,087	12,451	20,127	21,318
当期純利益 (百万円)	8,423	15,048	19,184	16,543
1株当たり当期純利益 (円)	121.70	217.09	276.55	238.24
総資産 (百万円)	101,331	144,166	168,558	216,109

- (注) 1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。  
 2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づいて算出しております。  
 3. 2024年度より「法人税、住民税及び事業税に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日)等を適用しております。



## (6) 重要な親会社および子会社の状況

### ① 親会社との関係

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社の出資比率 (%)	主要な事業内容
函館どつく株式会社	100	96.4	船舶製造業
佐世保重工業株式会社	100	99.7	船舶修繕業

### ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

## (7) 企業集団の主要な事業内容

- ① 新造船事業 各種船舶の製造販売
- ② 修繕船事業 各種船舶の修繕および解体
- ③ 鉄構・機械事業 橋梁等鉄鋼構造物の製造販売および修繕  
船舶用機械機器等の製作、修理
- ④ その他 機械、工具等の販売  
ソフトウェア開発、情報機器の販売  
設備の保全、保安業務

## (8) 企業集団の主要拠点等

- ① 当 社 本社 (大阪市西区)、伊万里事業所 (佐賀県伊万里市)、  
東京事務所 (東京都港区)
- ② 函館どつく株式会社 本社・函館造船所 (北海道函館市)、室蘭製作所 (北海道室蘭市)、  
東京事務所 (東京都中央区)
- ③ 佐世保重工業株式会社 本社・佐世保重造船所 (長崎県佐世保市)、東京営業所 (東京都港区)、  
大阪営業所 (大阪市西区)

## (9) 企業集団および当社の従業員の状況

### ① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数 (名)	前連結会計年度末比増減 (名)
新造船	1,258	67増
修繕船	443	37増
鉄構・機械	169	7増
その他	566	28増
合計	2,436	139増

### ② 当社の従業員の状況

従業員数 (名)	前期末比増減 (名)	平均年齢 (才)	平均勤続年数 (年)
1,158	65増	41.1	17.2

## (10) 企業集団の主要な借入先

借入先	借入金残高 (百万円)
株式会社三菱UFJ銀行	4,320
株式会社福岡銀行	3,768
株式会社日本政策投資銀行	3,040
株式会社佐賀銀行	2,994
株式会社北海道銀行	2,882

## 2 当社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数	190,000,000株
(2) 発行済株式の総数	69,465,739株 (自己株式9,812株を除く)
(3) 株 主 数	30,309名
(4) 大 株 主	

株 主 名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	6,045	8.7
日 本 製 鉄 株 式 会 社	3,778	5.4
J. P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S. A. 384513	2,799	4.0
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	2,434	3.5
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	2,233	3.2
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	2,037	2.9
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	1,862	2.7
THE CHASE MANHATTAN BANK, N. A. LONDONSECS LENDING OMNIBUS ACCOUNT	1,707	2.5
エ ア ・ ウ ォ ー タ ー 株 式 会 社	1,658	2.4
大 和 工 業 株 式 会 社	1,626	2.3

(注) 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

### (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

	株式数 (株)	交付対象者数 (名)
取締役 (社外取締役を除く)	90,000	5

### 3 新株予約権等に関する事項

#### (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況 (2026年3月31日現在)

	取締役 (社外取締役を除く)	監査役 (社外監査役を除く)
第1回新株予約権	2名 390個	—
第2回新株予約権	2名 390個	—
第3回新株予約権	2名 290個	—
第4回新株予約権	2名 290個	—
第5回新株予約権	2名 400個	—
第6回新株予約権	2名 200個	—
第7回新株予約権	2名 225個	—
第8回新株予約権	2名 225個	—
第9回新株予約権	2名 225個	—
第10回新株予約権	2名 225個	—
第11回新株予約権	3名 290個	—
第12回新株予約権	3名 400個	—
第13回新株予約権	3名 400個	—
第14回新株予約権	4名 440個	—
第15回新株予約権	5名 540個	1名 20個
第16回新株予約権	4名 360個	1名 15個
第17回新株予約権	5名 460個	2名 20個

(注) 2012年3月28日開催の当社取締役会の決議により、従業員の定年年齢基準日以降在任する執行役員に対し株式報酬型ストックオプション制度を導入しており、上記の第12回、第13回、第14回新株予約権には当社執行役員を兼務する取締役に執行役員分として交付された新株予約権それぞれ15個、40個、40個は含まれておりません。

上記記載の新株予約権の内容の概要は、以下のとおりです。

	発行決議の日	新株予約権の割当日	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類と数	新株予約権の発行価格	新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の権利行使期間
第1回新株予約権	2008年12月19日	2009年1月21日	390個	普通株式 39,000株	1株当たり 225.21円	1株当たり 1円	2009年1月22日から 2039年1月21日まで
第2回新株予約権	2009年12月18日	2010年1月21日	390個	普通株式 39,000株	1株当たり 429.63円	1株当たり 1円	2010年1月22日から 2040年1月21日まで

	発行決議 の 日	新株予約権 の 割 当 日	新株予約権 の 数	新株予約権の 目的となる株 式の種類と数	新株予約権 の発行価格	新株予約権 の行使時の 払 込 金 額	新株予約権の 権利行使期間
第3回 新株予約権	2010年 12月17日	2011年 1月21日	290個	普通株式 29,000株	1株当たり 320.54円	1株当たり 1円	2011年1月22日から 2041年1月21日まで
第4回 新株予約権	2011年 12月16日	2012年 1月23日	290個	普通株式 29,000株	1株当たり 217.36円	1株当たり 1円	2012年1月24日から 2042年1月23日まで
第5回 新株予約権	2012年 12月21日	2013年 1月23日	400個	普通株式 40,000株	1株当たり 266.54円	1株当たり 1円	2013年1月24日から 2043年1月23日まで
第6回 新株予約権	2014年 2月20日	2014年 3月10日	200個	普通株式 20,000株	1株当たり 907.59円	1株当たり 1円	2014年3月11日から 2044年3月10日まで
第7回 新株予約権	2014年 12月19日	2015年 1月30日	225個	普通株式 22,500株	1株当たり 1,034.61円	1株当たり 1円	2015年1月31日から 2045年1月30日まで
第8回 新株予約権	2015年 12月18日	2016年 1月28日	225個	普通株式 22,500株	1株当たり 664.76円	1株当たり 1円	2016年1月29日から 2046年1月28日まで
第9回 新株予約権	2016年 12月16日	2017年 1月30日	225個	普通株式 22,500株	1株当たり 688.69円	1株当たり 1円	2017年1月31日から 2047年1月30日まで
第10回 新株予約権	2017年 12月22日	2018年 1月24日	225個	普通株式 22,500株	1株当たり 693.60円	1株当たり 1円	2018年1月25日から 2048年1月24日まで
第11回 新株予約権	2018年 12月21日	2019年 2月1日	290個	普通株式 29,000株	1株当たり 397.64円	1株当たり 1円	2019年2月2日から 2049年2月1日まで
第12回 新株予約権	2019年 12月20日	2020年 2月3日	415個	普通株式 41,500株	1株当たり 196.55円	1株当たり 1円	2020年2月4日から 2050年2月3日まで
第13回 新株予約権	2020年 12月18日	2021年 2月1日	440個	普通株式 44,000株	1株当たり 132.02円	1株当たり 1円	2021年2月2日から 2051年2月1日まで
第14回 新株予約権	2021年 12月17日	2022年 2月1日	480個	普通株式 48,000株	1株当たり 191.83円	1株当たり 1円	2022年2月2日から 2052年2月1日まで
第15回 新株予約権	2022年 12月16日	2023年 2月1日	560個	普通株式 56,000株	1株当たり 395.65円	1株当たり 1円	2023年2月2日から 2053年2月1日まで
第16回 新株予約権	2023年 12月14日	2024年 2月1日	375個	普通株式 37,500株	1株当たり 1,310.51円	1株当たり 1円	2024年2月2日から 2054年2月1日まで
第17回 新株予約権	2024年 12月20日	2025年 2月3日	480個	普通株式 48,000株	1株当たり 1,816.57円	1株当たり 1円	2025年2月4日から 2055年2月3日まで

(注) 1. 主な新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社の取締役、監査役および執行役員いずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過するまでに限り、新株予約権を行使することができます。ただし、新株予約権者が当社の取締役、監査役または執行役員の地位にある場合においても、新株予約権の割当日の30年後以降においては新株予約権を行使することができます。

2. 主な新株予約権の取得の事由および条件（第14回、第15回、第16回、第17回を除く）

以下の①、②、③、④、⑤、⑥または⑦の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。

①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

②当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案

③当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑤新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑥新株予約権の目的である種類の株式についての株式の併合の議案（当該種類の株式に係る単元株式数に株式の併合割合を乗じて得た数に1に満たない端数が生ずるものに限る。）

⑦特別支配株主による株式等売渡請求についての承認

## (2) 当事業年度中に当社の取締役を兼務していない執行役員に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

該当事項はありません。

## 4 当社の会社役員に関する事項

### (1) 当社会社役員の状況 (2026年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	名 村 建 彦	函館どつく株式会社 取締役会長、 佐世保重工業株式会社 取締役会長
代表取締役社長	名 村 建 介	函館どつく株式会社 代表取締役、 佐世保重工業株式会社 代表取締役社長
代表取締役専務	間 淵 重 文	社長補佐 (全般) 兼 グループ新造船営業管掌 兼 鉄構事業部担当、佐世保重工業株式会社 取締役
取 締 役	坂 田 貴 史	専務執行役員 船舶海洋事業部長 兼 生産業務本部担当、 函館どつく株式会社 取締役
取 締 役	向 周	常務執行役員 経營業務本部長 兼 東京事務所長、 函館どつく株式会社 監査役、 佐世保重工業株式会社 監査役
取 締 役	古 川 芳 孝	九州大学 大学院工学研究院教授、 公益社団法人日本船舶海洋工学会 西部支部副支部長
取 締 役	安 酸 庸 祐	弁護士、 日章興産株式会社 社外監査役、 株式会社 L I M N O 社外取締役
取 締 役	河 端 瑞 貴	慶應義塾大学 経済学部教授、 公益財団法人日本住宅総合センター 評議員
常 勤 監 査 役	江 口 利 也	
常 勤 監 査 役	松 本 好 生	
監 査 役	大 保 政 二	公認会計士、 株式会社ユーハイム 社外取締役、 株式会社キーエンス 社外監査役、 恵和株式会社 社外取締役 監査等委員
監 査 役	吉 田 雅 昭	東宝土地株式会社 社外取締役

- (注) 1. 取締役古川芳孝、安酸庸祐および河端瑞貴は、社外取締役であります。  
2. 取締役河端瑞貴の戸籍上の氏名は、加藤瑞貴であります。  
3. 監査役大保政二および吉田雅昭は、社外監査役であります。  
4. 監査役大保政二は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。  
5. 監査役吉田雅昭は、長年にわたる銀行勤務により培われた経験に基づき、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。  
6. 当社は、取締役古川芳孝、安酸庸祐および河端瑞貴ならびに監査役大保政二を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。

## (2) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は取締役会決議により、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めております。

当社の取締役の報酬は、株主の負託に応えるべく、適切な人材の確保・維持、業績向上へのインセンティブの観点を考慮し、取締役の職位を踏まえた報酬体系、報酬水準とすることを基本方針としております。具体的には、社外取締役を除く取締役の報酬は、固定報酬となる月額報酬、業績連動報酬（賞与）および譲渡制限付株式報酬により構成し、社外取締役の報酬はその役割・職務の内容を勘案し、固定報酬としての月額報酬のみとしております。

当社の取締役の基本報酬は固定報酬となる月額報酬とし、役位・職責に応じて他社水準、従業員給与の水準等を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。

業績連動報酬（賞与）は、当社グループの業績と直接連動させるため業績指標（連結営業利益）を反映した現金報酬とし、事業環境の見通し等を勘案して支給の是非を決定するものとしております。支給額は各取締役の役位・職責に基づいて決定し、毎年、一定の時期に支給するものとしております。

非金銭報酬等は譲渡制限付株式報酬とし、当社グループの中長期的な成長と企業価値向上のためのモチベーションを高めるとともに株主との利害の共通化を促進する観点から支給するものとしております。支給額は、各取締役の役位・職責に基づいて決定し、一定の時期に支給しております。

固定報酬および単年度の業績指標に連動する業績連動報酬（賞与）ならびに中長期インセンティブ報酬である譲渡制限付株式報酬の割合は、事業環境や財務状況、剰余金の配当状況を踏まえ、基本方針に相応しい割合とするものといたします。

なお、各取締役の報酬決定に際しては、指名・報酬委員会の助言を受けております。

## ② 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額（賞与を含む）については、2010年6月24日開催の第111回定時株主総会において年額300百万円（ただし、使用人分給与は含まない）の範囲内で取締役会に一任する旨の決議をいただいております。（同定時株主総会終結時の取締役の員数は7名です。）

社外取締役を除く取締役に対する譲渡制限付株式報酬に関する報酬限度額については、2025年6月24日開催の第126回定時株主総会において年額300百万円（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない）の範囲内で取締役会に一任する旨、および発行または処分をされる当社の普通株式の総数は年200,000株以内とする旨の決議をいただいております。（同定時株主総会終結時の社外取締役ではない取締役の員数は5名です。）

監査役の報酬限度額については、2008年6月26日開催の第109回定時株主総会において年額60百万円（賞与を含む）の範囲内で監査役の協議に一任する旨の決議をいただいておりますが、2025年6月24日開催の第126回定時株主総会において年額60百万円の範囲を月額固定報酬のみとする旨の決議をいただいております。（同定時株主総会終結時の監査役の員数は4名です。）

## ③ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

固定報酬および業績連動報酬（賞与）の個人別の金額については、取締役の職位を踏まえた評価を反映するため、取締役会決議に基づき代表取締役社長 名村建介がその具体的内容の決定についての委任を受けております。

当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、指名・報酬委員会から適切な助言を得るものとしており、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、非金銭報酬等（譲渡制限付株式報酬）は、取締役会決議により各取締役の支給額を決定しております。

#### ④ 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の総額等

	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	421 (17)	162 (17)	73 (-)	186 (-)	8 (3)
監査役 (うち社外監査役)	36 (12)	36 (12)	- (-)	- (-)	4 (2)

(注) 1.上記の報酬等の総額には使用人兼務取締役の使用人給と相当額51百万円は含まれておりません。  
2.業績連動報酬等は、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額を記載しております。

#### ⑤ 業績連動報酬等に関する事項

当事業年度を含む連結営業利益の推移は、1(5) 財産および損益の状況の推移に記載のとおりです。

#### ⑥ 非金銭報酬等に関する事項

非金銭報酬は譲渡制限付株式報酬であり、その内容は、前記①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項および②取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項ならびに③取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項に記載のとおりであり、退任時に譲渡制限が解除されます。また、当事業年度における交付状況は、2(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況に記載のとおりであります。

なお、金額は譲渡制限付株式報酬に係る当事業年度における費用計上額を記載しております。

### (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員等が損害賠償請求がなされたことにより被る法律上の損害賠償金および争訟費用による損害等について、当該保険契約により填補することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役、当社監査役、執行役員および管理職従業員であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

### (4) 社外役員に関する事項

#### ① 他の法人等の業務執行者および社外役員の兼職状況

区分	氏名	兼職状況
社外取締役	古川 芳 孝	九州大学 大学院工学研究院教授、 公益社団法人日本船舶海洋工学会 西部支部副支部長
	安 酸 庸 祐	弁護士、 日章興産株式会社 社外監査役、 株式会社LIMNO 社外取締役
	河 端 瑞 貴	慶應義塾大学 経済学部教授、 公益財団法人日本住宅総合センター 評議員
社外監査役	大 保 政 二	公認会計士、 株式会社ユーハイム 社外取締役、 株式会社キーエンス 社外監査役、 恵和株式会社 社外取締役 監査等委員
	吉 田 雅 昭	東宝土地株式会社 社外取締役

(注) 社外取締役古川芳孝氏が教授を務める九州大学に対し、研究支援目的の寄付をおこなっております。当社は、当社グループから過去3事業年度の平均が年間1,000万円またはその者の直近事業年度における総収入額の2%のいずれか高い方の額を超える寄付を受けている団体に所属する者ではないことを独立性判断基準の一つとしておりますが、同大学への寄付はこの基準に抵触していません。なお、その他の兼職先と当社間に重要な取引その他の関係はありません。

## ② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況および発言状況等
社外取締役	古川 芳 孝	当事業年度開催の取締役会19回のうち17回に出席し、主に船舶の専門家として培ってきた豊富な経験・専門的見地から、議案審議等に必要な発言を適宜おこなっております。また、同氏は指名・報酬委員会の委員であり、取締役の個人別の報酬等の決定に際し、その権限を委任された代表取締役社長に対し、適切な助言をおこなっております。
	安 酸 庸 祐	当事業年度開催の取締役会19回のうち16回に出席し、弁護士として培ってきた豊富な経験・専門的見地から、議案審議等に必要な発言を適宜おこなっております。また、同氏は指名・報酬委員会の委員であり、取締役の個人別の報酬等の決定に際し、その権限を委任された代表取締役社長に対し、適切な助言をおこなっております。
	河 端 瑞 貴	就任後開催の当事業年度開催の取締役会14回のうち12回に出席し、空間情報科学、経済地理、都市地域政策の専門家として培ってきた豊富な経験・専門的見地から、議案審議等に必要な発言を適宜おこなっております。また、同氏は指名・報酬委員会の委員であり、取締役の個人別の報酬等の決定に際し、その権限を委任された代表取締役社長に対し、適切な助言をおこなっております。
社外監査役	大 保 政 二	当事業年度開催の取締役会19回のうち全回に出席し、また、監査役会15回のうち全回に出席し、主に公認会計士として培ってきた豊富な経験・見地から、議案審議等に必要な発言を適宜おこなっております。
	吉 田 雅 昭	当事業年度開催の取締役会19回のうち全回に出席し、また、監査役会15回のうち全回に出席し、主に出身分野である金融機関を通じて培った知識・見地から、議案審議等に必要な発言を適宜おこなっております。

## ③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当社の社外取締役および社外監査役は、会社法第423条の第1項の責任につき、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

## 5 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 会計監査人の報酬等の額

- ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 57百万円  
(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区別しておらず、かつ、実質的にも区別できないため、これらの合計額で記載しております。  
監査役会は、前事業年度の監査実績の差異分析、評価をおこない、当事業年度の監査計画における監査時間、配員計画および報酬額の見積りの妥当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項に基づき同意いたしました。
- ② 当社および当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 98百万円

### (3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務（監査証明業務）以外に英文財務諸表作成に関する指導・助言を委託しております。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨および解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合その他必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

## 6 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

### (1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 「名村造船所グループ行動憲章」を制定し、法令、定款、企業倫理等の遵守を取締役および使用人の基本的責務と定め、社内通達、社員研修その他の方法により周知徹底を図っています。
- ② 取締役の職務執行の公正性等を監督する機能強化のため、独立した立場の社外取締役を選任しております。
- ③ 内部監査室が法令、定款、社内規程等の遵守状況を計画的に監査し、その結果をE S G委員会のほか取締役会および監査役に報告しています。なお、内部統制の開示すべき重要な不備の可能性のある事項を発見したときは、E S G委員会が改善策を策定し、取締役会に諮るものとします。
- ④ E S G委員会のもと、平素より継続的に社内研修を実施するとともに内部通報制度（申告者に対して不利益となる取り扱いをしない旨を定めた通称「ヘルプ・ハッチ」）を設け、コンプライアンス体制の充実を図っております。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理につき、「文書管理規程」を制定し、重要な職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録、保管、保存するものとします。
- ② 取締役および監査役は、保管・保存された文書を随時閲覧することができるものとします。

### (3) 取締役の職務の執行が効率的におこなわれることを確保するための体制

- ① 取締役会が重要な組織・人事および業務分掌ならびに取締役会規則、職務権限規程その他の社内規程を定めて、会社の業務執行を組織的・効率的にかつリスク管理に意を用いて執行し得るように努めています。
- ② 取締役会が策定する全社・グループ中期経営計画に基づき、各部門・子会社等において年度ごとの業務運営計画を作成し、部長会で半期ごとに進捗状況の確認と見直しをおこなっています。また、重要な事項については、機関決定に先立ち自由討議方式で検討を重ねることとしています。
- ③ 代表取締役社長の諮問機関として執行役員会を設け、業務執行や取締役会に上程される重要な事項について審議・報告をおこなうこととしています。また、執行役員会に子会社の業務執行状況や財務状況等を定期的或いは必要に応じて報告するものとしています。

#### (4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 重要な財産の処分および譲受けその他の重要な業務執行の決定を取締役会でおこなうことを定めており、その審議においては各種リスクの管理に留意しつつ機関決定をおこなうよう努めています。
- ② 与信リスクその他の取引リスクの管理については稟議事項を定め、関係職位の意見と常勤監査役の意見を徴するものとしています。
- ③ 環境、安全衛生面のリスク管理については、環境・安全衛生推進部、ISO事務局を置いて取り組んでおり、今後も充実することとします。
- ④ 個人情報の漏洩、インサイダー取引の未然防止のため、規程、マニュアル等を整備し、損失防止の運用管理体制強化に努めております。
- ⑤ 当企業集団の企業活動に関連する様々なリスクに対処するため、「関係会社管理規程」に基づき、業務執行やリスク管理に係る指導・助言をおこなうものとしています。
- ⑥ 当企業集団の不測の事態に対処するため、「危機管理規程」に基づき、リスクの抽出および予防策を検討するとともに、重大な危機が生じた場合には、代表取締役社長を本部長とする対策本部を速やかに組織し、危機への対応と迅速な収拾に向けた活動をおこないます。

#### (5) 監査役がその職務を補助すべき使用人（以下補助使用人と称します）を置くことを求めた場合における補助使用人に関する事項、補助使用人の取締役からの独立性に関する事項、監査役の補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役会の要請がある場合は、内部監査室の室員をして監査役の職務を補助させるものとします。
- ② 補助使用人は、当該補助業務に関して内部監査室長の指揮命令を受けないものとし、その人事異動、人事評価および懲戒処分については、予め監査役の意見を求め、それを尊重するものとします。
- ③ 監査役の要請により任命を受けた補助使用人は、監査役の補助業務に専従するものとし、取締役および使用人が当該補助使用人に対して何ら指揮命令をおこなうことは出来ないものとします。

#### (6) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制および子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制

- ① 常勤監査役が取締役会のほか、執行役員会、部長会などの構成員となることにより、取締役等から報告を受け、意見を述べるができる体制を確保しています。
- ② 取締役は当企業集団に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、その事実を速やかに監査役に報告するものとします。

**(7) その他監査役の監査が実効的におこなわれることを確保するための体制、監査役  
の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職  
務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項、取締  
役および使用人が監査役に報告をするための体制**

- ① (6)の①に記載のとおり、取締役等と常勤監査役の意見を交換する体制を設け、監査役が実効性のある監査を実施できる体制を確保します。
- ② 監査役が何時でも、代表取締役社長その他の取締役および使用人に対して質疑応答その他意見交換をおこなうことができる体制を確保します。なお、監査役に報告や情報提供をおこなった者に対し解雇その他のいかなる不利益扱いをおこなわないこととしています。
- ③ 内部監査室は、監査役と緊密に連携し、内部監査の結果を監査役に対しても報告するほか、監査役の要望した事項については監査を実施し、結果を報告するものとします。
- ④ 監査役の職務の執行に係る費用は会社が負担するものとします。

**(8) 次に掲げる体制その他の当社および子会社から成る企業集団における業務の適  
正を確保するための体制**

- ① 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制  
子会社の経営状況につき3か月に1回（重要な子会社については毎月）、担当する取締役および執行役員の執行役員会への報告を義務付け、各子会社の経営方針および経営情報の共有化を図るとともに、業務執行状況の把握による管理、指導に努めます。
- ② 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
「関係会社管理規程」に従い、子会社各社における経営上の重要な案件については、事前協議のうえ、当社の取締役会で意思決定します。
- ③ 子会社の取締役の職務の執行が効率的におこなわれることを確保するための体制  
当社取締役会が策定する全社・グループ中期経営計画に基づき、各部門・子会社等において年度ごとの業務運営計画を作成し、部長会で半期ごとに進捗状況の確認と見直しをおこなっています。
- ④ 子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
  - (ア) 監査役と連携して当社の内部監査室による各子会社の監査を毎年実施し、法令、定款、社内規程等の遵守状況やリスク管理体制を確認しながら、各子会社の内部統制システムの整備および運用に継続して取り組みます。
  - (イ) E S G委員会のもと、平素より子会社に対しても研修を実施するとともに、子会社使用人も当社の内部通報制度を利用できるようにしており、企業集団全体でのコンプライアンス体制の強化に努めています。

## 7 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

### (1) 取締役の職務の執行について

当社は、「取締役会規則」に基づき、定時取締役会を月に1回、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令または定款に定められた事項および経営上重要な事項の決議をおこなっております。社外取締役および社外監査役は、取締役会に加え執行役員会にも出席し、会社の重要事項について報告を受け適宜質問することにより会社の重要情報を共有しています。なお社外取締役は複数名選任されております。

当事業年度につきましては、取締役会を19回、執行役員会を13回開催しております。

また、管理職などが参加する部長会を2回開催し、社長から当該年度の全社経営方針を示達するとともに、各部署の業務運営計画の策定や達成状況をフォローしています。また、取締役会で決議された中期経営計画および単年度の業務運営計画について、その実行状況を3か月毎に評価する体制を構築しております。

### (2) リスク管理体制について

当社グループでは当社・函館どつく株式会社・佐世保重工業株式会社の各社にESG委員会を設置するとともに、グループESG委員会を設置しています。ESG委員会では、気候変動・人権・人材開発等を含めたサステナビリティ課題全般に対する当社の社会的役割を果たすための取り組みを進めています。名村造船所においては、当事業年度にESG委員会を5回開催しております。

当社では、内部監査室が内部監査計画に基づき当社および各子会社の内部監査を実施し、3か月毎にESG委員会で報告・審議をおこなった後、取締役会に報告して情報の共有化を図っております。

また、当企業集団の事業を脅かす不測の事態を未然に防止するとともに、危機発生時における迅速な対応および被害の最小化を図るため、「危機管理規程」を整備しリスクが顕在化した場合の影響度が大きい自然災害、設備事故、重大事故、感染症、情報システム事故を重点リスクとして継続的なリスク管理活動に取り組んでおります。

### (3) コンプライアンスに対する取り組み

グループ全体に適用する「名村造船所グループ行動憲章」および「名村造船所グループ人権方針」を定めています。

またESG委員会においてコンプライアンス体制の構築を進めるとともに、法令等の遵守を推進していくために社内研修等を実施しております。当事業年度におきましては、eラーニングを活用し、部門毎に関連法令の教育を実施するとともに管理職や新入職員に対しコンプライアンス教育を実施しております。

また、法令違反等の未然防止と早期発見を目的に内部通報制度を制定し、その窓口を社内と社外に設置しております。

### (4) 監査役の職務の執行について

当事業年度において監査役会は15回開催され、常勤監査役から会社の状況に関する報告および監査役相互の意見交換がおこなわれています。

また、常勤監査役は取締役会、執行役員会を含む重要な会議への出席や代表取締役、会計監査人および内部監査室と定期的な情報交換をおこない、取締役の職務執行について監視するとともに、子会社を含むほぼ全ての内部監査に同席し、内部監査室との連携が図られています。

### (5) グループ管理体制について

「関係会社管理規程」を定めて管理項目を明確にし、子会社の重要事項の事前承認や報告を受ける体制を整えております。また、子会社の経営状況につきましては、毎月開催の社外役員も出席する執行役員会で各子会社を担当する役員から定期的に経営状況等の報告を受けており、現状が把握できる状況にあります。

## 8 株式会社の支配に関する基本方針

### (1) 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの財務および事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

この観点から当社の企業価値・株主共同の利益に資さない当社株式等の大量取得をおこなう者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量取得に対しては、必要かつ相当な対抗措置をとることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

### (2) 会社財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取り組みの概要

#### ① 当社の企業価値の源泉について

当社は、1911年（明治44年）の創業以来今日まで、「存在感」を企業理念として、船舶の製造を基軸とした事業活動を営んでおり、顧客のニーズに応えた高品質の船舶を長年にわたり安定的に製造・供給することを基軸とする経営を続けることにより顧客の信頼を獲得し、全社一丸となって企業価値の向上に努めてまいりました。

当社の企業価値の源泉は、具体的には以下の点にあると考えております。

第一に、わが国の主要海運会社をはじめとする国内外の顧客との長期的視野に立った緊密な相互信頼関係にあります。

第二に、高品質の製品を安定的に供給するためには、わが国の大手製鉄会社をはじめとする船用資機材供給者との信頼関係に基づく中・長期的かつ安定的な取引関係が重要です。

第三に、顧客ニーズを的確にとらえた高品質な製品を開発・受注・製造するための、開発力・技術力および生産管理ノウハウです。

第四に、地域社会との良好な相互関係が重要です。

以上のように、当社は、顧客、船用資機材供給者などの取引先、従業員も含めたステークホルダーを対象として包含する「顧客信頼度」というキーワードを掲げて経営を続けております。

## ② 企業価値向上のための取り組み

当社グループは2024年度以降の中期経営計画等を策定しており、その中で、新造船事業を中心とする既存中核事業の深化と、長期的な成長に向け新たな事業展開も含めた進化への戦略を示しています。特に新造船事業においては、今後の新造船市場の成長を見据え、環境対応船の需要増加に対応可能な技術開発や、効率的な生産拡大を可能とするスマートファクトリー化などを展開していきます。また、修繕船事業においても需要の増加に積極的に対応していくほか、鉄構・機械事業などについても基盤強化を図ることで、収益力のさらなる拡大・強化を図ってまいります。

## ③ コーポレート・ガバナンスの強化

当社は法令遵守が企業の基本的かつ最低限の社会的責務であるとの考え方に立っており、適法・適正かつ透明性の高い経営を保つことにより株主、取引先および社会の信頼を得ることが企業の発展と企業価値の向上につながるものと確信しております。

このような考えの下、当社では豊かな社会創りに貢献するとともに、コンプライアンスの推進・実行を図るため、グループ全体に適用する「名村造船所グループ行動憲章」を制定し、さらなる企業倫理の確立と社会的責任の遂行に努めております。

また、コンプライアンスとそのリスク管理、財務報告の適正性等の促進に関しては、グループESG委員会および当社・函館どつく株式会社・佐世保重工業株式会社の各社にESG委員会を設置し、内部監査室とともに、内部統制システムの評価およびその維持・改善をおこなっています。また、これらグループESG委員会等においては、気候変動・人権・人材開発等を含めたサステナビリティ課題全般に対する当社の社会的役割を果たすための取り組みを進めています。これら活動により2024年度には「名村造船所グループ人権方針」を定めています。

当社の経営上の意思決定、業務執行および監督に係わる経営管理組織体制等の状況は次のとおりであります。

取締役会は、原則として毎月1回、監査役出席の下、重要な業務執行について、適法性、妥当性、効率性、戦略性、社会性および適正性等について十分に審議を尽くした後に決するとともに、取締役の職務執行を監督しております。なお、独立性の高い社外取締役を3名選任し、当社経営の意思決定の妥当性および当社経営に対する監督の有効性を確保しております。さらに、取締役会は実効性についての評価・分析を毎年実施することとし、評価・分析の結果を今後の改善につなげます。

また、執行役員制度を採用して、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離・強化することで迅速な意思決定と事業遂行を実現し、企業価値の最大化を目指しております。

さらに執行役員会を原則として月1回執りおこない、経営に関する重要業務の執行に関する審議を尽くしております。

企業グループの経営状況の監督については、担当の取締役または執行役員が往査するほか、各社の経営状況を3か月に1回執行役員会の場で担当の取締役または執行役員より、また、6か月に1回開催される部長・関係会社報告会の場でグループ各社の代表者より報告をおこなうこととし、実態の把握と的確な経営管理および業務執行を監督・指導しております。

監査役の業務監査および会計監査については、常勤監査役が執行役員会、部長会等の重要な会議に出席して必要に応じて意見を述べ、稟議書などの決裁手続についても審議段階から意見を述べるができることとし、監査機能の強化を図っております。なお、会計監査人から監査結果の報告を受けるほか、定期的・臨時的な情報・意思の交換をおこなうなど、監査役・会計監査人間で緊密な連携をとっております。また、監査役2名が非常勤の社外監査役であり、社外監査役と当社の間取引関係その他利害関係はありません。

また、当社では、指名・報酬委員会を設置しております。当社の指名・報酬委員会は、取締役の選任および待遇に関する事項のほか、取締役会として備えるべき機能に関する事項につき、取締役会に対して助言します。指名・報酬委員会の委員の過半数は独立社外取締役となっており、取締役会からの独立性を有しております。この委員会の活動を通じて、企業統治に関する透明性の向上を図ります。

### **(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの概要**

当社は、上記(1)の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定を支配されることを防止するための取り組みとして、当社株式等の大量取得がおこなわれる場合に、株主の皆様が適切な判断をするために必要・十分な情報と時間を確保するとともに、買収者との交渉の機会を確保すること等を通じて、当社の企業価値・株主共同の利益に反する買収を抑止し、当社の企業価値を向上させ、株主共同の利益を確保することを目的とし、当社株式等の20%以上を取得しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求める等、上記の目的を実現するために必要な手続きを定めております。

なお、現行の対応方針の詳細については、2023年5月11日付「当社株式等の大量取得に関する対応策（買収防衛策）の更新について」をご参照ください。

（当社ホームページ：<https://www.namura.co.jp/>）

#### (4) 上記各取り組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

- ① 基本方針の実現に資する特別な取り組みについて  
企業価値向上のための取り組みやコーポレート・ガバナンスの強化といった各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに基本方針の実現に資するものです。  
従って、これらの各施策は、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。
- ② 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みについて
- ・当該取り組みが基本方針に沿うものであること  
当該取り組みは、当社株式等に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉をおこなうこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。
  - ・当該取り組みが当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと  
当社は、以下の理由により、当該取り組みは、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。
    - (ア) 経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を充たしているとともに、経済産業省が2023年8月31日に発表した「企業買収における行動指針」で示された考え方を踏まえたものとなっていること
    - (イ) 株主意思を重視するものであること
    - (ウ) 独立委員会による判断の重視と情報開示
    - (エ) 合理的な客観的要件の設定
    - (オ) 第三者専門家の意見の取得
    - (カ) デッドハンド型・スローハンド型の買収防衛策ではないこと

※ 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
<b>資産の部</b>		<b>負債の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>176,338</b>	<b>流動負債</b>	<b>95,130</b>
現金及び預金	121,724	支払手形及び買掛金	15,763
受取手形、売掛金及び契約資産	43,884	電子記録債務	2,980
商品及び製品	87	短期借入金	6,289
仕掛品	3,093	リース債務	123
原材料及び貯蔵品	1,564	未払法人税等	5,129
前渡金	2,049	契約負債	57,058
その他	3,964	保証工事引当金	522
貸倒引当金	△27	工事損失引当金	111
		役員賞与引当金	92
		設備関係電子記録債務	162
		その他	6,901
<b>固定資産</b>	<b>89,810</b>	<b>固定負債</b>	<b>33,577</b>
有形固定資産	36,661	長期借入金	14,687
建物及び構築物	10,827	リース債務	221
ドック船台	1,916	繰延税金負債	12,490
機械装置及び運搬具	5,181	役員退職慰労引当金	34
船舶	3,163	特別修繕引当金	242
工具、器具及び備品	977	退職給付に係る負債	4,328
土地	11,507	資産除去債務	983
リース資産	428	その他	592
建設仮勘定	2,662	<b>負債合計</b>	<b>128,707</b>
無形固定資産	657	<b>純資産の部</b>	
ソフトウェア	638	<b>株主資本</b>	<b>102,763</b>
電話加入権	19	資本金	8,324
その他	0	資本剰余金	27,229
投資その他の資産	52,492	利益剰余金	67,219
投資有価証券	51,241	自己株式	△9
長期貸付金	31	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>33,877</b>
繰延税金資産	501	その他有価証券評価差額金	31,029
その他	724	繰延ヘッジ損益	77
貸倒引当金	△5	為替換算調整勘定	1,082
		退職給付に係る調整累計額	1,689
<b>資産合計</b>	<b>266,148</b>	<b>新株予約権</b>	<b>332</b>
		<b>非支配株主持分</b>	<b>469</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>137,441</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>266,148</b>

連結損益計算書 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		159,035
売上原価		122,857
売上総利益		36,178
販売費及び一般管理費		8,093
営業利益		28,085
営業外収益		
受取利息	200	
受取配当金	1,454	
為替差益	859	
補助金収入	332	
持分法による投資利益	46	
その他	164	3,055
営業外費用		
支払利息	297	
支払手数料	776	
固定資産除売却損	62	
台風による損失	57	
その他	413	1,605
経常利益		29,535
特別利益		
投資有価証券売却益	47	47
税金等調整前当期純利益		29,582
法人税、住民税及び事業税	6,690	
法人税等調整額	1,183	7,873
当期純利益		21,709
非支配株主に帰属する当期純利益		119
親会社株主に帰属する当期純利益		21,590

## 連結株主資本等変動計算書 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	8,200	27,083	49,099	△6	84,376
連結会計年度中の変動額					
新株の発行 (譲渡制限付株式報酬)	124	124			248
剰 余 金 の 配 当			△3,470		△3,470
親会社株主に帰属する当期純利益			21,590		21,590
自 己 株 式 の 取 得				△3	△3
自 己 株 式 の 処 分		0		0	0
連結子会社に対する持分変動に伴う資本剰余金の増減		22			22
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額 (純額)					
連結会計年度中の変動額合計	124	146	18,120	△3	18,387
当 期 末 残 高	8,324	27,229	67,219	△9	102,763

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非 支 配 株 主 持 分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当 期 首 残 高	18,323	△15	1,042	706	20,056	332	378	105,142
連結会計年度中の変動額								
新株の発行 (譲渡制限付株式報酬)								248
剰 余 金 の 配 当								△3,470
親会社株主に帰属する当期純利益								21,590
自 己 株 式 の 取 得								△3
自 己 株 式 の 処 分								0
連結子会社に対する持分変動に伴う資本剰余金の増減								22
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額 (純額)	12,706	92	40	983	13,821	－	91	13,912
連結会計年度中の変動額合計	12,706	92	40	983	13,821	－	91	32,299
当 期 末 残 高	31,029	77	1,082	1,689	33,877	332	469	137,441

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社数 12社

主要な連結子会社の名称

函館どつく株式会社、佐世保重工業株式会社

非連結子会社数 1社

有限会社函館厚生商事

非連結子会社は小規模会社であり合計の総資産、売上高、当期純利益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等はいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社数 1社

持分法を適用した関連会社の名称

函館ポートサービス株式会社

持分法を適用していない非連結子会社数および関連会社数

非連結子会社数 1社

関連会社数 2社

伊万里湾ポートサービス株式会社

函館めっき株式会社

これらの持分法を適用していない非連結子会社および関連会社は連結計算書類に重要な影響を及ぼさず、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結計算書類の作成にあたっては、連結子会社のうち決算日が12月31日の会社5社については同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整をおこなっております。

#### (4) 会計方針に関する事項

##### ①重要な資産の評価基準および評価方法

###### (ア) 有価証券

満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

###### (イ) デリバティブ取引により

生じる債権および債務……………時価法

###### (ウ) 棚卸資産

通常の販売目的で保有する棚卸資産

評価基準は原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

商品及び製品、仕掛品……………主として個別法

原材料及び貯蔵品……………主として移動平均法

##### ②重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### (ア) 有形固定資産（リース資産を除く）……………定率法

ただし、当社および国内連結子会社は、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）および2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 10年～50年

機械装置及び運搬具 5年～10年

###### (イ) 無形固定資産（リース資産を除く）……………定額法

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能年数（5年）に基づく定額法を採用しております。

###### (ウ) リース資産

所有権移転外ファイナンス・

リース取引に係るリース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### ③重要な引当金の計上基準

- (ア) 貸倒引当金……………債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に債権の回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (イ) 保証工事引当金……………新造船やその他のアフターサービスに対する支出に備えるため、保証工事見込額を実績率に基づいて計上しております。
- (ウ) 工事損失引当金……………当連結会計年度末手持受注工事のうち損失が確実視される工事の翌連結会計年度以降に発生が見込まれる損失に備えるため、合理的な見積額を計上しております。
- (エ) 役員賞与引当金……………役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。
- (オ) 役員退職慰労引当金……………役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金支給規則に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。
- (カ) 特別修繕引当金……………船舶の定期検査工事の支出に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支出見積額を計上しております。

### ④退職給付に係る会計処理の方法

- (ア) 退職給付見込額の期間帰属方法  
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- (イ) 数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法  
数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年等）による定額法により、翌連結会計年度から費用処理しております。過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年等）による定額法により、費用処理しております。
- (ウ) 小規模企業等における簡便法の採用  
一部の連結子会社は、退職給付に係る負債および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

#### ⑤重要な収益および費用の計上基準

当社および連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容および当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社グループは、船舶、鉄鋼構造物および船用機械の製造販売ならびに船舶の修繕を主要な事業内容としており、工事の施工ならびに完成品を引き渡す履行義務を負っております。一定の期間にわたり履行義務が充足される請負契約については、期間がごく短い工事を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識しております。契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取り扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

#### ⑥重要な外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権・債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社等の資産および負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益および費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定および非支配株主持分に含めて計上しております。

#### ⑦重要なヘッジ会計の処理方法

##### (ア) 繰延ヘッジ等のヘッジ会計の方法

予定取引により将来発生する外貨建金銭債権・債務に対する為替予約によるヘッジについては繰延ヘッジ会計を適用しております。

また、為替予約が付されている外貨建金銭債権・債務等については、振当処理をおこない、特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しております。

##### (イ) ヘッジ手段とヘッジ対象

- ・ヘッジ手段……………デリバティブ取引  
(為替予約取引、金利スワップ取引)
- ・ヘッジ対象……………相場変動等によるリスクを保有しているもの  
(外貨建金銭債権・債務、変動金利借入)

##### (ウ) ヘッジ方針

デリバティブ取引取扱規程に基づき、為替、金利変動リスクをヘッジしております。

##### (エ) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とを比較して判断しております。

##### (オ) その他

デリバティブ取引についての基本方針を定めた取扱規程を取締役会で決定しております。取引の実行および管理は経営管理部がおこなっており、取引状況は、取締役会に報告しております。

## 2.収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	事業区分				合計
	新造船	修繕船	鉄構・機械	その他	
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	125,248	10,799	2,324	2,875	141,246
一時点で移転される財又はサービス	395	9,739	3,955	3,700	17,789
外部顧客への売上高	125,643	20,538	6,279	6,575	159,035

### (2) 収益を理解するための基礎となる情報

新造船事業は各種船舶の製造販売、修繕船事業は各種船舶の修繕および解体、鉄構・機械事業は鉄鋼構造物およびクランク軸等の船用機械の製造販売をしております。その他事業は、主にソフトウェア開発、海運、卸売、設備工事等をしております。

#### ①新造船事業および修繕船事業、鉄構・機械事業

新造船事業および修繕船事業、鉄構・機械事業においては、請負工事契約を顧客と締結しております。当該契約には、当社グループの履行により別の用途に転用することができない資産が生じ、かつ、履行が完了した部分について対価を収受する強制力のある権利を当社グループが有することから、一定の期間にわたり充足される履行義務が含まれております。一定の期間にわたり履行義務が充足される契約については、期間がごく短い工事を除き、履行義務の充足に係る進捗度に基づき工事期間にわたって収益を認識しております。工事進捗度はインプット法を用いており、期末日までに発生した実績原価を見積工事原価総額で除して契約ごとに算定しております。

## ②その他事業

海運業については、当社グループが顧客との契約における義務を履行するにつれて顧客が便益を享受することから、契約期間にわたり収益を認識しております。

卸売等の物品の販売については、顧客の検収時点において顧客が当該物品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断されることから、当該物品の検収時点で収益を認識しております。原則として、代理人として整理される取引はありません。

契約は実質的な取引単位とするため、複数の契約を結合する場合があります。契約に複数の履行義務が識別される場合には、取引価格を独立販売価格の比率で配分することとしております。契約履行に伴い発生する損害賠償金など、顧客へ一定の返金義務が生じることが見込まれる場合は、最頻値法により当該部分を見積もったうえで収益を減額することとしております。

取引の対価は、工事契約については契約条件に従い、契約期間中に段階的に受領し、履行義務をすべて充足した時点で全額を受領しております。役務の提供および卸売等の物品の販売については履行義務を充足してから概ね1年以内に受領しております。いずれも重要な金融要素は含んでおりません。

また、当社グループでは、製品が契約に定められた仕様を満たしていることに関する保証を提供しておりますが、当該製品保証は別個のサービスを提供するものではないことから、独立した履行義務としては区別せず、保証工事引当金として認識しております。

## (3) 当期および翌期以降の収益の金額を理解するための情報

### ①契約資産および契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	13,014	7,266
契約資産	27,085	36,618
契約負債	40,807	57,058

当社グループでは、進行中の請負工事に対する対価に対して契約資産を計上し、顧客からの前受金に対して契約負債を計上しております。

当連結会計年度に認識した収益のうち期首現在の契約負債残高に含まれていたものは18,812百万円です。また、当連結会計年度において、過去の期間に充足（または部分的に充足）した履行義務から認識した収益の金額に重要性はありません。なお、契約資産および契約負債の残高に重要な変動はありません。

②残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額および収益の認識が見込まれる期間は以下のとおりです。  
(単位：百万円)

	当連結会計年度
1年以内	147,118
1年超	235,607
合計	382,725

3.表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書)

前連結会計年度において「営業外収益」の「その他」に含めておりました「補助金収入」(前連結会計年度83百万円)については、重要性が高まったため、当連結会計年度においては区分掲記しております。

4.会計上の見積りに関する注記

(1) 一定の期間にわたり充足される履行義務についての履行義務の充足に係る進捗度

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当連結会計年度
新造船事業	
外部顧客への売上高のうち	125,248
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	

②識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

新造船事業においては、履行義務の充足に係る進捗度に基づき工事期間にわたって収益を認識しております。進捗度はインプット法により測定しており、期末日までに発生した実績原価が見積工事原価総額に占める割合に基づいて契約ごとに見積もっております。新造船事業においては、受注から竣工引渡しまで通常およそ2～3年の期間を要することから、見積工事原価総額を構成する各原価要素について不確実性があり、工事進捗度がその影響を受ける可能性があります。

見積工事原価総額は材料費、労務費および経費で構成されますが、材料費は原材料価格等の変動の影響を受け、労務費および経費は将来の原価低減施策の効果の実現度合や工程の進捗状況の良否に依存することから、一定の仮定をおいて見積もっております。

材料費は期末日における原材料価格等の水準を基礎としてその水準が一定期間継続するとの仮定をおいて見積もっており、また労務費および経費については、直近の原価発生実績を基礎として今後の生産計画等に実現可能性の高い原価低減策の効果を加味して見積もっております。

当該見積りおよび当該仮定について、原材料価格の高騰など将来の不確実な経済条件の変動や生産計画の変更、原価低減の未達等により見積工事原価総額の見直しが必要となった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において売上高の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当連結会計年度
繰延税金資産	2,455

なお、上記繰延税金資産は繰延税金負債と相殺前の金額を表示しております。

②識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、将来減算一時差異および税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産を計上しております。繰延税金資産の回収可能性は、将来の合理的な見積り可能期間内の課税所得の見積り額を限度として、将来減算一時差異の解消スケジュール等に基づいて判断しております。

将来の課税所得の見積りは、取締役会において承認された将来計画を基礎としており、為替レートや原材料価格などについて一定の仮定をおいて見積もっております。経営環境の変化等により、見積りの見直しが必要となった場合、翌連結会計年度において、回収が見込まれない繰延税金資産を取り崩す可能性があります。

5.連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

受取手形、売掛金及び契約資産	33,496百万円	(注)
建物及び構築物	921百万円	
ドック船台	914百万円	
機械装置及び運搬具	553百万円	
船舶	2,406百万円	
工具、器具及び備品	0百万円	
土地	8,807百万円	
投資有価証券	2,130百万円	
合計	49,227百万円	

担保に係る債務の金額

契約負債	3,246百万円	(注)
短期借入金	800百万円	
長期借入金(1年以内返済分を含む)	13,393百万円	

(注) 新造船の建造契約に係る前受金(契約負債)返還保証のために一部の建造中の船舶の契約資産を担保に供しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 115,096百万円

(3) 財務制限条項

当座貸越契約の一部について、各年度の決算期における連結子会社である函館どつく株式会社単体および当社連結の貸借対照表における純資産の部の金額により算出される一定の指標を基準とする財務制限条項が付されており、条件に抵触した場合には期限の利益を喪失し、借入金を一括返済することとなっております。また、コミットメントライン契約について、各年度の決算期における当社単体および連結の貸借対照表における純資産の部の金額により算出される一定の指標を基準とする財務制限条項が付されており、条件に抵触した場合には当該契約期間をもって契約が終了することとなっております。当連結会計年度末において上記の財務制限条項には抵触していません。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末における発行済株式の数                      普通株式                      69,475,551株

(2) 剰余金の配当に関する事項

①当連結会計年度中におこなった剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月24日 定時株主総会	普通株式	2,081	30	2025年3月31日	2025年6月25日
2025年11月10日 取締役会	普通株式	1,389	20	2025年9月30日	2025年12月5日

②当連結会計年度末後におこなう剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2026年6月23日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	2,084	30	2026年3月31日	2026年6月24日

(注)2026年6月23日開催予定の定時株主総会議案であります。

(3) 当連結会計年度における新株予約権の目的となる株式の数                      普通株式                      590,000株

## 7.金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ①金融商品に対する取り組み方針

当企業集団は、主に各種船舶の製造販売事業をおこなうため設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。

一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引はおこなわない方針であります。

#### ②金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である受取手形および売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、先物為替予約を利用してヘッジしております。

有価証券および投資有価証券は、主に満期保有目的の債券および取引先企業との業務または資本提携に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、ほとんど1年以内の支払期日であります。また、その一部には、船用資機材等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、恒常的に同じ外貨建ての売掛金残高の範囲内にあります。

借入金およびファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で16年であります。このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権・債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であります。

### ③金融商品に係るリスク管理体制

#### (ア) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当企業集団は、営業債権および長期貸付金について、各企業において主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日および残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

満期保有目的の債券は、運用方針に関する取締役会決議を経て、格付の高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

デリバティブ取引の利用にあたっては、カウンターパーティーリスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引をおこなっております。

当連結会計年度の決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の連結貸借対照表価額により表わされております。

#### (イ) 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当企業集団は、外貨建ての営業債権・債務について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。なお、為替相場の状況により、輸出に係る予約取引により確実に発生すると見込まれる外貨建営業債権に対する先物為替予約をおこなっております。また、当企業集団は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。

有価証券および投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引については、基本方針を定めたデリバティブ取引取扱規程に基づき、経営管理部が取引をおこない、経営管理部において残高照合等をおこなっております。月次の取引実績は、取締役会に報告しております。

#### (ウ) 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当企業集団は、各部署からの報告に基づき経営管理部が適宜に資金繰計画を作成・更新することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。（注）を参照ください。）また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金及び契約資産、支払手形及び買掛金、電子記録債務、短期借入金、未払法人税等、設備関係電子記録債務は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	50,120	50,120	－
(2) 長期貸付金（1年以内回収予定を含む）	39	39	0
資産計	50,159	50,159	0
(1) 長期借入金（1年以内返済予定を含む）	19,575	19,585	10
(2) リース債務	344	323	△21
負債計	19,919	19,908	△11
デリバティブ取引（※）	112	112	－

（※）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

（注）市場価格のない株式等

（単位：百万円）

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	1,121

これらについては、「その他有価証券」には含めておりません。

(3) 金融商品の時価の適切なレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	50,120	—	—	50,120
資産計	50,120	—	—	50,120
デリバティブ取引				
通貨関連	—	112	—	112
負債計	—	112	—	112

②時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期貸付金 (1年以内回収予定を含む)	—	39	—	39
資産計	—	39	—	39
長期借入金 (1年以内返済予定を含む)	—	19,585	—	19,585
リース債務	—	323	—	323
負債計	—	19,908	—	19,908

(注) 時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期貸付金 (1年以内回収予定を含む)

長期貸付金の時価の算定は、一定の期間ごとに分類し、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金 (1年以内返済予定を含む) およびリース債務

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入または、リース取引をおこなった場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

8.1 株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,967円01銭
(2) 1株当たり当期純利益金額	310円92銭

9.記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

# 計算書類

## 貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
<b>資産の部</b>		<b>負債の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>146,537</b>	<b>流動負債</b>	<b>87,244</b>
現金及び預金	91,952	支払手形	0
電子記録債権	477	電子記録債務	968
売掛金	500	買掛金	17,200
契約資産	33,878	短期借入金	3,854
仕掛品	521	リース債務	61
原材料及び貯蔵品	1,211	未払金	1,951
前渡金	11,933	未払費用	2,319
前払費用	320	未払法人税等	3,441
未収収益	19	契約負債	56,720
短期貸付金	1,392	預り金	166
未収入金	1,309	保証工事引当金	487
未収消費税等	2,779	役員賞与引当金	73
その他	284	その他	4
貸倒引当金	△38	<b>固定負債</b>	<b>23,416</b>
<b>固定資産</b>	<b>69,572</b>	長期借入金	8,492
有形固定資産	15,305	リース債務	146
建物	4,260	繰延税金負債	10,580
構築物	1,879	退職給付引当金	2,746
ドック船台	209	資産除去債務	945
機械及び装置	2,607	その他	507
船舶	0	<b>負債合計</b>	<b>110,660</b>
車両運搬具	319	<b>純資産の部</b>	
工具、器具及び備品	484	<b>株主資本</b>	<b>79,899</b>
土地	4,643	資本金	8,324
リース資産	182	資本剰余金	27,054
建設仮勘定	722	資本準備金	27,049
無形固定資産	594	その他資本剰余金	5
ソフトウェア	594	<b>利益剰余金</b>	<b>44,530</b>
投資その他の資産	53,673	その他利益剰余金	44,530
投資有価証券	40,051	固定資産圧縮積立金	43
関係会社株式	7,984	繰越利益剰余金	44,487
長期貸付金	5,221	<b>自己株式</b>	<b>△9</b>
長期前払費用	27	<b>評価・換算差額等</b>	<b>25,218</b>
その他	394	その他有価証券評価差額金	25,142
貸倒引当金	△4	繰延ヘッジ損益	76
<b>資産合計</b>	<b>216,109</b>	<b>新株予約権</b>	<b>332</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>105,449</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>216,109</b>

## 損益計算書 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		128,399
売上原価		101,970
売上総利益		26,429
販売費及び一般管理費		5,111
営業利益		21,318
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,828	
為替差益	688	
その他	82	2,598
営業外費用		
支払利息	182	
支払手数料	776	
固定資産除売却損	20	
台風による損失	53	
寄付金	127	
その他	64	1,222
経常利益		22,694
特別利益		
投資有価証券売却益	47	47
税引前当期純利益		22,741
法人税、住民税及び事業税	4,849	
法人税等調整額	1,349	6,198
当期純利益		16,543

## 株主資本等変動計算書 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金		
					特別償却 準備金	固定資産 圧縮積立金	繰越利益 剰余金	
当 期 首 残 高	8,200	26,924	5	26,929	-	0	46	31,411
当 期 中 の 変 動 額								
新株の発行 (譲渡制限付株式報酬)	124	124		124				
剰 余 金 の 配 当								△3,470
特別償却準備金の取崩						△0		0
固定資産圧縮積立金の取崩							△3	3
当 期 純 利 益								16,543
自 己 株 式 の 取 得								
自 己 株 式 の 処 分			0	0				
株主資本以外の項目の 当期中の変動額 (純額)								
当 期 中 の 変 動 額 合 計	124	124	0	124	-	△0	△3	13,076
当 期 末 残 高	8,324	27,049	5	27,054	-	-	43	44,487

(単位：百万円)

	株 主 資 本			評 価 ・ 換 算 差 額 等			新株予約権	純資産合計
	利益剰余金 利益剰余金 合 計	自己株式	株主資本 合 計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	31,457	△6	66,580	14,709	△16	14,693	332	81,605
当 期 中 の 変 動 額								
新株の発行 (譲渡制限付株式報酬)			248					248
剰 余 金 の 配 当	△3,470		△3,470					△3,470
特別償却準備金の取崩	-		-					-
固定資産圧縮積立金の取崩	-		-					-
当 期 純 利 益	16,543		16,543					16,543
自 己 株 式 の 取 得		△3	△3					△3
自 己 株 式 の 処 分		0	0					0
株主資本以外の項目の 当期中の変動額 (純額)				10,433	92	10,525	-	10,525
当 期 中 の 変 動 額 合 計	13,073	△3	13,318	10,433	92	10,525	-	23,843
当 期 末 残 高	44,530	△9	79,899	25,142	76	25,218	332	105,449

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準および評価方法

##### ① 有価証券

満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）  
子会社株式および関連会社株式……………移動平均法による原価法  
その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……………時価法  
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

##### ② デリバティブ取引により

生じる債権および債務……………時価法

##### ③ 棚卸資産

通常の販売目的で保有する棚卸資産

評価基準は原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

仕掛品……………個別法

原材料及び貯蔵品……………移動平均法

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）……………定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）および2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 15年～47年

機械及び装置 5年～10年

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く）……………定額法

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能年数（5年）に基づく定額法を採用しております。

##### ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・

リース取引に係るリース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### (3) 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益で処理しております。

#### (4) 引当金の計上基準

- ①貸倒引当金……………債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に債権の回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ②保証工事引当金……………新造船やその他のアフターサービスに対する支出に備えるため、保証工事見込額を実績率に基づいて計上しております。
- ③役員賞与引当金……………役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当期における支給見込額に基づき計上しております。
- ④退職給付引当金……………従業員の退職により支給する退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。
- 過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により、費用処理しております。
- 数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により、翌期から費用処理しております。
- なお、未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用の貸借対照表における取り扱いが連結貸借対照表と異なります。

#### (5) 重要な収益および費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容および当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社は、船舶および鉄鋼構造物の製造販売を主要な事業内容としており、工事の施工ならびに完成品を引き渡す履行義務を負っております。請負工事契約に関して、一定の期間にわたり履行義務が充足される契約については、期間がごく短い工事を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識しております。契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取り扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

(6) ヘッジ会計の処理方法

①繰延ヘッジ等のヘッジ会計の方法

予定取引により将来発生する外貨建金銭債権・債務に対する為替予約によるヘッジについては繰延ヘッジ会計を適用しております。

また、為替予約が付されている外貨建金銭債権・債務等については、振当処理をおこない、特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

- ・ヘッジ手段……………デリバティブ取引  
(為替予約取引、金利スワップ取引)
- ・ヘッジ対象……………相場変動等によるリスクを保有しているもの  
(外貨建金銭債権・債務、変動金利借入)

③ヘッジ方針

デリバティブ取引取扱規程に基づき、為替、金利変動リスクをヘッジしております。

④ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とを比較して判断しております。

⑤その他

デリバティブ取引についての基本方針を定めた取扱規程を取締役会で決定しております。取引の実行および管理は経営管理部がおこなっており、取引状況は、取締役会に報告しております。

## 2.収益認識に関する注記

- ・収益を理解するための基礎となる情報  
連結注記表と同一であります。

## 3.表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

前事業年度において「営業外費用」の「その他」に含めておりました「寄付金」(前事業年度41百万円)については、重要性が高まったため、当事業年度においては区分掲記しております。

## 4.会計上の見積りに関する注記

(1) 一定の期間にわたり充足される履行義務についての履行義務の充足に係る進捗度

①当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当事業年度
新造船事業	
外部顧客への売上高のうち	125,248
一定期間にわたり移転される財又はサービス	

②識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

「連結注記表 4. 会計上の見積りに関する注記 (1) 一定の期間にわたり充足される履行義務についての履行義務の充足に係る進捗度」に記載した内容と同一であります。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

①当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当事業年度
繰延税金資産	1,068

なお、上記繰延税金資産は繰延税金負債と相殺前の金額を表示しております。

②識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

「連結注記表 4. 会計上の見積りに関する注記 (2) 繰延税金資産の回収可能性」に記載した内容と同一であります。

## 5.貸借対照表に関する注記

### (1) 担保に供している資産

契約資産	33,496百万円 (注1)
建 物	191百万円
構築物	153百万円
ドック船台	183百万円
機械及び装置	0百万円
車両運搬具	0百万円
工具、器具及び備品	0百万円
土 地	3,810百万円
合 計	37,833百万円

### 担保に係る債務の金額 (注2)

契約負債	3,246百万円 (注1)
短期借入金	700百万円
長期借入金(1年以内返済分を含む)	6,233百万円

(注1) 新造船の建造契約に係る前受金(契約負債)返還保証のために一部の建造中の船舶の契約資産を担保に供しております。

(注2) 国内連結子会社の資産を含めた共同担保設定による当社の債務を記載しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 51,316百万円

### (3) 関係会社に対する金銭債権および債務

短期金銭債権	3,292百万円
長期金銭債権	5,221百万円
短期金銭債務	7,128百万円

### (4) 保証債務

函館どつく株式会社	874百万円
モーニングガイドラスナビゲーション社	1,642百万円
合 計	2,516百万円

### (5) 取締役に対する金銭債務(未払役員退職慰労金)

長期金銭債務	507百万円
--------	--------

6.損益計算書に関する注記

関係会社との取引

売上高	618百万円
仕入高	29,898百万円
営業取引以外の取引高	1,517百万円

7.株主資本等変動計算書に関する注記

当期末における自己株式の数	普通株式	9,812株
---------------	------	--------

8.税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)	百万円
保証工事引当金	153
未払事業税	218
投資有価証券	190
関係会社株式	14,387
退職給付引当金	861
未払役員退職慰労金	159
貸倒引当金	12
その他	1,358
計	17,338
評価性引当額	△16,270
繰延税金資産 合計	1,068
(繰延税金負債)	
繰延ヘッジ損益	△35
固定資産圧縮積立金	△19
その他有価証券評価差額金	△11,545
資産除去債務	△49
繰延税金負債 合計	△11,648
繰延税金負債の純額	△10,580

## 9. 関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有割合(%)	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	函館どつく(株)	北海道 函館市	100 百万円	新造船事業	96.4	5名	新造船の 建造委託	新造船の建造委託	24,017	買掛金 前渡金	6,114 9,803
				修繕船事業				新造船建造に係る 材料支給	5,706	売掛金 未収入金	8 1,214
				鉄構陸機 事業				債務保証(借入債 務) 保証料の受入 債務保証(リース 債務) 保証料の受入 資金の貸付 資金の回収 受取利息 債務の引受 受取利息 担保の受入	851 1 23 0 — 500 27 2,003 5 6,933	— 未収収益 — — 短期貸付金 長期貸付金 — — 仮払金 電子記録債権 —	— 0 — — 500 1,000 — — 107 477 —
佐世保 重工業(株)	長崎県 佐世保市	100 百万円	修繕船事業	99.7	4名	新造船建造 に係る材料 購入	新造船建造に係る 材料購入	217	買掛金	39	
			機械事業				資金の貸付 資金の回収 受取利息 担保の受入	500 792 89 6,933	短期貸付金 長期貸付金 未収収益 —	892 4,221 19 —	
モーニンググ イダラス ナビゲーション 社	パナマ 共和国 パナマ	150 千米ドル	船舶貸渡業	100.0	3名	新造船の 販売	債務保証	1,642	—	—	
							保証料の受入	3	—	—	
							事務業務の委託	2	—	—	

(注) 取引条件および取引方針の決定方針等

1. 新造船の建造委託および新造船建造に係る材料支給ならびに新造船建造に係る材料購入は当社が一般の取引条件を勘案し決定したものであります。
2. 函館どつく(株)および佐世保重工業(株)への貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、回収条件は返済期日に一括返済するものとしております。
3. 函館どつく(株)の債務保証については、同社の金融機関からの借入債務およびリース債務につき債務の保証をおこなったものであり、年率0.2%の保証料を受領しており、また、担保を受け入れております。
4. モーニングダイダラスナビゲーション社の債務保証については、同社の金融機関からの借入につき債務の保証をおこなったものであり、年率0.2%の保証料を受領しております。
5. 函館どつく(株)の債務の引受については、一部の資機材取引の窓口を当社に一本化したことに伴い、債務を引き受けたものであります。なお、利率については市場金利を勘案して合理的に決定しております。
6. 函館どつく(株)および佐世保重工業(株)の担保の受入については、当社の債務の担保に供するために受け入れております。各社に係る債務の残高の区分が困難なため、取引金額には担保に対応する債務の期末残高を記載しております。

#### 10.1 株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,513円21銭
(2) 1株当たり当期純利益	238円24銭

11.記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

2026年5月13日

株式会社 名村造船所  
取締役会 御中

#### 有限責任監査法人トーマツ

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 岡本 健一郎  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 須藤 英哉  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社名村造船所の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社名村造船所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

2026年5月13日

株式会社 名村造船所  
取締役会 御中

#### 有限責任監査法人トーマツ

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 岡本 健一郎  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 須藤 英哉  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社名村造船所の2025年4月1日から2026年3月31日までの第127期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第127期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議にオンライン形式なども活用して出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所に関して、業務および財産の状況を調査いたしました。  
また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針および同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人有限責任監査法人トーマツと協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
  - ④ 事業報告に記載されている会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。  
事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果  
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果  
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

2026年5月13日

株式会社 名村造船所 監査役会

常勤監査役 江口利也 ㊟

常勤監査役 松本好生 ㊟

監査役 大保政二 ㊟

監査役 吉田雅昭 ㊟

(注) 監査役 大保政二および監査役 吉田雅昭は、会社法に定める社外監査役であります。

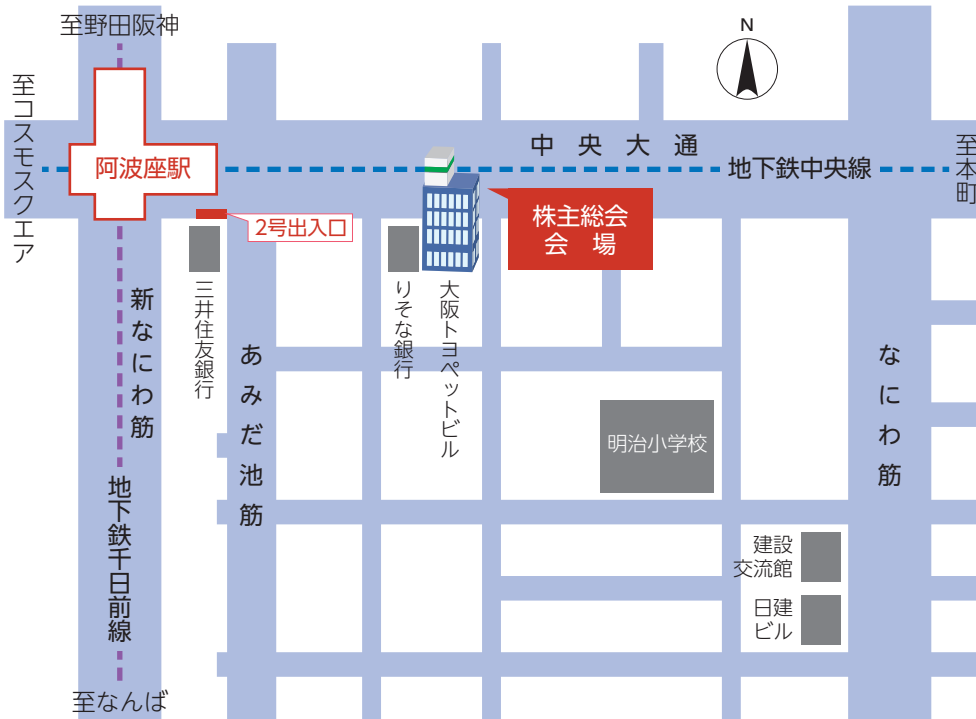
以上

## 株主総会会場のご案内

**会場** 大阪市西区立売堀三丁目1番1号  
大阪トヨペットビル9階会議室

事前に議決権行使いただいた株主様には、議決権行使のお礼（500円相当）を贈呈いたします。※議案の賛否は問いません

**交通** 地下鉄中央線・千日前線 阿波座駅下車、  
2号出入口を出て中央大通を東へ約100メートル



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォントを  
採用しています。



環境に配慮した植物油インキ  
を使用しています。